

令和7年

松前町議会

第3回定例会会議録

令和7年 9月 8日 開会

令和7年 9月10日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

○日程第13	議案第60号	松前町表彰条例による表彰について（提案説明・ 質疑・討論・起立採決）-----	33頁
○日程第14	議案第61号	松前町表彰条例による表彰について（提案説明・ 質疑・討論・起立採決）-----	33頁
○日程第15	議案第62号	松前町表彰条例による表彰について（提案説明・ 質疑・討論・起立採決）-----	33頁
○日程第16	議案第63号	松前町表彰条例による表彰について（提案説明・ 質疑・討論・起立採決）-----	33頁
○日程第17	議案第64号	松前町表彰条例による表彰について（提案説明・ 質疑・討論・起立採決）-----	33頁
○日程第18	議案第65号	松前町表彰条例による表彰について（提案説明・ 質疑・討論・起立採決）-----	33頁
○日程第19	議案第66号	松前町表彰条例による表彰について（提案説明・ 質疑・討論・起立採決）-----	33頁
○日程第20	議案第49号	令和7年度松前町一般会計補正予算(第5回)（提 案説明・質疑・討論・採決）-----	38頁
○日程第21	議案第50号	令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第1回)（提案説明・質疑・討論・採決）-----	48頁
○日程第22	議案第51号	令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第 2回）（提案説明・質疑・討論・採決）-----	49頁
○日程第23	議案第52号	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1回)（提案説明・質疑・討論・採決）-----	51頁
○日程第24	議案第53号	令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第2回) （提案説明・質疑・討論・採決）-----	53頁
○議事日程の追加の議決		-----	54頁
○日程第25	認定第1号	令和6年度松前町一般会計歳入歳出決算認定につい て（提案説明・決算審査特別委員会設置・決算審査 特別委員会に審査付託）-----	54頁
○日程第26	認定第2号	令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳算出 決認定について（提案説明・決算審査特別委員会設 置・決算審査特別委員会に審査付託）-----	54頁
○日程第27	認定第3号	令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について（提案説明・決算審査特別委員会設置・ 決算審査特別委員会に審査付託）-----	54頁
○日程第28	認定第4号	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について（提案説明・決算審査特別委員会 設置・決算審査特別委員会に審査付託）-----	54頁
○日程第29	認定第5号	令和6年度松前町水道事業会計決算認定について （提案説明・決算審査特別委員会設置・決算審査特 別委員会に審査付託）-----	54頁
○日程第30	認定第6号	令和6年度松前町病院事業会計決算認定について （提案説明・決算審査特別委員会設置・決算審査特 別委員会に審査付託）-----	54頁
○決算審査特別委員会の設置		-----	56頁
○決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告		-----	57頁

○休会の議決	-----	57頁
○散会宣告	-----	57頁

目 次

令和 7 年 9 月 1 0 日(水曜日) 第 2 号

○議事日程	-----	5 8 頁
○会議に付した事件	-----	5 8 頁
○出席議員	-----	5 9 頁
○欠席議員	-----	5 9 頁
○出席説明員	-----	5 9 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	-----	6 0 頁
○開議宣告	-----	6 1 頁
○諸般の報告・議事日程	-----	6 1 頁
○日程第 1	会議録署名議員の指名	----- 6 1 頁
○日程第 2	議案第 6 8 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 6 1 頁
○日程第 3	議案第 6 9 号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 6 2 頁
○日程第 4	議案第 7 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 6 2 頁
○日程第 5	議案第 7 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 6 3 頁
○日程第 6	議案第 7 2 号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 6 4 頁
○日程第 7	議案第 7 3 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 6 5 頁
○日程第 8	議案第 7 4 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 6 5 頁
○日程第 9	議案第 7 5 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について(提案説明・質疑・討論・採決)	----- 6 5 頁
○日程第 1 0	認定第 1 号 令和 6 年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について(委員長報告・討論・起立採決)	----- 6 7 頁
○日程第 1 1	認定第 2 号 令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告・討論・起立採決)	----- 6 7 頁
○日程第 1 2	認定第 3 号 令和 6 年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告・討論・起立採決)	----- 6 7 頁
○日程第 1 3	認定第 4 号 令和 6 年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員長報告・討論・起立採決)	----- 6 7 頁
○日程第 1 4	認定第 5 号 令和 6 年度松前町水道事業会計決算認定について(委員長報告・討論・起立採決)	----- 6 7 頁
○日程第 1 5	認定第 6 号 令和 6 年度松前町病院事業会計決算認定について(委員長報告・討論・起立採決)	----- 6 7 頁

○日程題 16	議案第 76 号	教育委員会教育長の任命について（提案説明・質疑・討論・起立採決）	68 頁
○日程第 17	発議案第 1 号	所管事務視察調査について（提案説明・質疑・討論・採決）	69 頁
○日程第 18	発議案第 2 号	所管事務視察調査について（提案説明・質疑・討論・採決）	70 頁
○日程第 19	意見書案第 8 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について（提案説明・質疑・討論・採決）	70 頁
○日程第 20	意見書案第 9 号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について（提案説明・質疑・討論・採決）	71 頁
○日程第 21		閉会中の所管事務調査の申し出について	71 頁
○日程第 22		閉会中の正副議長、議員の出張承認について	72 頁
○会期中閉会の議決			72 頁
○閉会宣告			72 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
49	令和7年度松前町一般会計補正予算（第5回）	7.9.8	原案可決
50	令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	同上	同上
51	令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2回）	同上	同上
52	令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	同上	同上
53	令和7年度松前町病院事業会計補正予算（第2回）	同上	同上
54	教育委員会委員の任命について	同上	同意
55	松前町表彰条例による表彰について	同上	原案可決
56	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
57	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
58	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
59	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
60	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
61	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
62	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
63	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
64	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
65	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
66	松前町表彰条例による表彰について	同上	同上
67	松前町表彰条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上

議案番号	件名	議決月日	議決結果
68	重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	7. 9. 10	原案可決
69	松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
70	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
71	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
72	松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
73	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	同 上	同 上
74	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	同 上	同 上
75	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	同 上	同 上
76	教育委員会教育長の任命について	同 上	同 意
認定1	令和6年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について	同 上	認 定
認定2	令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	同 上	同 上
認定3	令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	同 上	同 上
認定4	令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	同 上	同 上
認定5	令和6年度松前町水道事業会計決算認定について	同 上	同 上
認定6	令和6年度松前町病院事業会計決算認定について	同 上	同 上
報告5	令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について	7. 9. 8	報 告 済

2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
発議案1	所管事務視察調査について(総務経済常任委員会)	7. 9.10	原案可決
発議案2	所管事務視察調査について(厚生文教常任委員会)	同 上	同 上
意見書案 8	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	同 上	同 上
意見書案 9	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について	同 上	同 上
	閉会中の所管事務調査の申し出について(議会運営委員会)	同 上	承認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同 上	同 上

令和7年 9月 8日 (月曜日) 第1号

令和 7 年
松前町議会第 3 回定例会
令和 7 年 9 月 8 日（月曜日）第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 議会運営委員会報告
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 報告第 5 号 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率について
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 議案第 5 4 号 教育委員会委員の任命について
 - 日程第 7 議案第 6 7 号 松前町表彰条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 8 議案第 5 5 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 9 議案第 5 6 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 0 議案第 5 7 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 1 議案第 5 8 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 2 議案第 5 9 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 3 議案第 6 0 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 4 議案第 6 1 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 5 議案第 6 2 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 6 議案第 6 3 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 7 議案第 6 4 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 8 議案第 6 5 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 1 9 議案第 6 6 号 松前町表彰条例による表彰について
 - 日程第 2 0 議案第 4 9 号 令和 7 年度松前町一般会計補正予算(第 5 回)
 - 日程第 2 1 議案第 5 0 号 令和 7 年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 回)
 - 日程第 2 2 議案第 5 1 号 令和 7 年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 2 回)
 - 日程第 2 3 議案第 5 2 号 令和 7 年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回)
 - 日程第 2 4 議案第 5 3 号 令和 7 年度松前町病院事業会計補正予算(第 2 回)
-

◎議事日程の追加

- 日程第 2 5 認定第 1 号 令和 6 年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 2 6 認定第 2 号 令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 2 7 認定第 3 号 令和 6 年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 2 8 認定第 4 号 令和 6 年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 2 9 認定第 5 号 令和 6 年度松前町水道事業会計決算認定について
 - 日程第 3 0 認定第 6 号 令和 6 年度松前町病院事業会計決算認定について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 報告第5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第5 一般質問
日程第6 議案第54号 教育委員会委員の任命について
日程第7 議案第67号 松前町表彰条例の一部を改正する条例制定について
日程第8 議案第55号 松前町表彰条例による表彰について
日程第9 議案第56号 松前町表彰条例による表彰について
日程第10 議案第57号 松前町表彰条例による表彰について
日程第11 議案第58号 松前町表彰条例による表彰について
日程第12 議案第59号 松前町表彰条例による表彰について
日程第13 議案第60号 松前町表彰条例による表彰について
日程第14 議案第61号 松前町表彰条例による表彰について
日程第15 議案第62号 松前町表彰条例による表彰について
日程第16 議案第63号 松前町表彰条例による表彰について
日程第17 議案第64号 松前町表彰条例による表彰について
日程第18 議案第65号 松前町表彰条例による表彰について
日程第19 議案第66号 松前町表彰条例による表彰について
日程第20 議案第49号 令和7年度松前町一般会計補正予算(第5回)
日程第21 議案第50号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
日程第22 議案第51号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)
日程第23 議案第52号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
日程第24 議案第53号 令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第2回)
日程第25 認定第1号 令和6年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第26 認定第2号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27 認定第3号 令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28 認定第4号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第29 認定第5号 令和6年度松前町水道事業会計決算認定について
日程第30 認定第6号 令和6年度松前町病院事業会計決算認定について

◎出席議員(11名)

議長	11番	伊藤幸司君	副議長	10番	堺繁光君
	1番	齋木良太君		2番	勇谷鷹宇君
	3番	三浦昭雄君		4番	飯田幸仁君
	5番	沼山雄平君		6番	福原英夫君
	7番	近江武君		8番	梶谷康介君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和7年松前町議会第3回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和7年松前町議会第3回定例会を開会致します。直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番齋木良太君、2番勇谷鷹宇君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 9月4日開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は9月8日から9月11日までの4日間と致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から9月11日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎報告第5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、報告第5号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) おはようございます。

ただ今議題となりました、報告第5号、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について、その内容をご説明申し上げます。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づき算定した比率についてご報告するものでございます。

次ページ、タブレット上の3ページをご覧願います。

当町の一般会計等の健全化判断比率でございますが、実質赤字比率につきましては、実質収支額が黒字となったことから、この比率は発生致しませんでした。また、連結実質赤字比率につきましては、各会計において黒字となり、合計の実質収支額が黒字のため、この比率は発生しなかったところでございます。

次の実質公債費比率につきましては、7.4%となり、令和5年度の7.5%を0.1ポイント下回ったところでございます。更に、将来負担比率につきましては15.4%となり、令和5年度の10.5%を4.9ポイント上回ったところでございます。これらの比率は、財政健全化法で定められている早期健全化基準値を大きく下回っているところでございます。

次に、下段の資金不足比率でございますが、水道事業会計及び病院事業会計ともに黒字となったことから、この比率も発生しなかったところであります。

なお、それぞれの比率の算定につきましては、後段に参考資料を1ページから9ページ、タブレット上の5ページから15ページまで掲載してございますので、ご参照願います。

また、これらの比率の報告にあたっては、監査委員の意見を付することとなっております。監査委員からの意見につきましては、別途配布しておりますのでご参照いただきたいと思います。

以上が、報告第5号の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 以上をもって報告済と致します。

◎一般質問

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、一般質問を行います。

既に通告がありますので、通告順に発言を許します。

1 番齋木良太君。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時08分)

(再開 午前10時10分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

1 番齋木君。

○1番(齋木良太君) おはようございます。気持ちを切り替えて、ちゃんとやっていきたいと思います。

今日は子育て支援のところについて、町長と初めて、この内容でお話させていただきたいと思います。

まず、私の、松前町の子育て、そこの印象をお話すれば、充実してるんじゃないかなあと、こういうお話をする必要もそんなにないのかなあと。だから、今まで議会でもこういう話あまり出てこなかったのかなという印象を持っております。

ただ、昨年度の予算の方で、第3回の、第3期ですね、松前町子ども・子育て支援事業計画。これ委託してつくったところでもありますので、決算の中でも聞いても良かったんですけども、パブリックコメントとか、そういうところが求められた段階で、私少し興味を持ってしまして、どういう計画ができるのかなあとというところを見ていました。そういうところも含めて、少し今日町長とお話させていただきたいなと思います。

先ほども話したんですけども、松前町は不妊治療から始まって、妊娠期、出産と本当伴走、僻地だからこそ妊娠の時はしっかり支援してると思いますが、そういう印象を持っております。

そうした中、第3期のこういう支援事業計画などできましたけれども、町長は、現在の松前町の子ども支援に関してどのような印象と言うか、どのように考えているのかというところ、まずお話いただきたいなというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、第一に私が思っておりますのは、やはり子どもを育てたいという思いの方には、やはり最大限のお手伝いをさせていただきたいというふうには考えております。そしてまた、これが出産、そしてまた育児と様々な、人口が減ることによって相談相手も少なくなりますので、やはりそこで内にそういう悩みを秘めるのではなく、少しでも周りの人と相談しながら、友達、知人、友人とですね、一緒になって子育てできるような、そういうシステムがつくっていけばいいなあと思っております。

第3期の計画の中にも様々な取組は書いておりますけれども、やはり安心して育てれるということが一番の条件かなあと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 私も、そうですね、そういう子育てをしたい人、こういう人の手伝いをさせていただきたいなと思っておりますし、そうした中で、やはり町長おっしゃるように人口減少によるコミュニティがなかなか形成しにくくなるか、相談相手がいないであるとか、また、移住というか、転勤族の方が子育てする環境をしっかりと整えた方がいいのかなというふうなところは、同じ考えを持っております。

そうした中、第3期ですね、松前町子ども・子育て支援事業計画つくるにあたって、少し現在の子育てしている方達からの意見の反映が、少し弱かったのではないかなあというところがありますので、こういう計画が令和11年まで走るようになると思うんですけども、必要に応じては、やはり少し計画を変更するっていうか修正も考えている、考えていますかっていうところを教えてくださいたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 様々な計画、町の方では持っております。こういうものに関しましては、やはり実態にあった、その都度その都度社会情勢も変動して行きますので、それに見合った、やはり求められるものを、やはりきちんとこちらにも計画に載せて、そして進んで行くと。

やはり住民が一番主役です。その住民の方々が求めているものになるように、私どももこれから尽力して行って、そして内容の再編も当然、それは視野に入れながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 町長おっしゃるように、どの計画においてもやっぱり住民主体というか、そこを中心に考えていかなきゃないと思いますので、そうした中、こうした事業計画が走り出した段階で、どのように意見を収集していくとか、そこら辺の町民の声を聞かなくていいところですね、これだけではないと思うんですけども、この辺りどう考えているのか、今までもお話は聞いてますけれども、今一度、その町民との関わりはどのようにしていく考えがあるのかってところをお話いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、こういう計画に基づいて、様々な事業を展開していくわけですので、ということは、そこには住民の方は当然一緒に参画されておりますので、そういう場所、場面場面での意見の集約、そしてまた私どものところに届かないご意見も、議員の皆様のところにも届く場合もございます。そういったものも活用しながら、そしてまた必要によってはアンケートをとりながら、町民の、住民の意見をしっかりとこちらの方も把握していくと。

当然、それに足りないものとか、ちょっとやはり不満とかですね、満足できない部分があれば、これはもう聞こえてくるところは大きいので、そういうものを、一つ一つの意見を大事に吸い上げていけるような形をとっていきたいと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 全ての意見を反映させる、聞いてくるところは本当に難しいことでありますし、意見を発する人っていうのは偏ってる、偏ってるって言い方はあれですけども、少し決まってる方が発することとかが多い印象受けますので、ぜひ広くこういう意見をですね、聞いていただいて、町政を進めていただきたいなというふうに思います。

そして、先ほど町長から、実情に合った、現在の実情に合ったというようなお話もさらっとあったんですけども、少しここの支援のあり方、経済的支援っていうところに少し焦点をあててお聞きしたいと思います。その一つの事業として、現在松前っ子誕生祝金がありますけれども、いろいろ私もお意見を町民の方からお聞きします。

ただですね、この、私思うには、何ですか、現金がいいとか、金額がどうのこうのとか、そういうことを聞くことが多いんですけども、そういうこと以前にもう少しあり方っていうことを、今回はお話ししたいなと思うんですけども、今回近隣自治体の誕生祝い金のところとか見ると、どことは言いませんけど、すごい金額出してることもあったりして。じゃあ、それが本当にいいことなのかどうか。

また、その時は支援をたくさんもらいますけれども、私達もそうです、物価高騰の時にさくら商品券いただきますけれども、振り返った時に何に使ったか、あまり覚えていないというか、何となく消えてしまっている。思い返した時に、じゃあそれが町の支援として何か効果を産んだのかどうかっていうところが、実証しにくいというか、図りにくいんじゃないかなっていうふうに感じてるんですけども、そうした中、松前っ子誕生祝金に関して設定しているところが、近隣自治体との価格競争になっているんじゃないか。その辺り町長はどう考えているのかっていうところと、さくら商品券に関して給付してますけれども、地域経済っていうところも考えてのことだと思えますけれども、この点に関して。

現金のていうお話とかもお聞きするんですけれども、その辺りに関して、どう思っているかっていうところをちょっとお話いただきたいと思います。

ちょうど先日、担当課の方に聞きに行きましたら現在アンケート調査を行ってるということでしたので、この町長とのやりとりが無駄になる可能性もありますので、これ以上はそんな聞かないんですけれども、アンケート調査の方優先していただきたいと思いますが、回収率など低かった場合は、少し今回のやりとりを反映していただければなと思います。では、町長、ご意見の方、よろしくお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、経済対策的な支援給付金とかそういうものも、今毎年のように出ております。確かにそこでもらったお金、何に使ったかっていうのは、ほとんどの方がわからないと思うんです。それが日常生活の支援ですから。

例えばそれで大きな電化製品を買うとか、そういうことがあれば、そのタイミングであれば、多分、私はそのお金を使ってそれを買いましたとかあるかもしれないですけど、特段そういう大きい目的がなければ、やはりないかと思います、何に使ったって意識はないかと思います。

議員おっしゃるとおり、誕生祝い金に関しましては、今アンケートを実施している最中でございます。この主な、アンケートのメインになる部分は、誕生祝い金としての金額、そして支給形態、先ほどおっしゃった商品券でいいのかとかってことになります。支給の回数、あとはタイミング、本当に1年1年でいいのかとかですね、こういうものがあります。やはり実際に使ってみてのご意見を、私どもは反映させていきたいとは思っておりますが、私個人的には、やはり町の財源を使ってやる事業でございます。やはりできるだけ地域内の経済循環に、やはり資するようにあるべきだと思っております。

ですから、この商品券であると、確かにまとまった大きいもの、例えば20万もらったら20万分一回に使わなきゃなんないのかっていうと、そうではなくて、日常の生活、食料費にでも使えるわけでございます。これはこれで構わないわけでございます。その部分現金が残るわけですから、その部分でまた自分達のほしいものを買うこともできます。やっぱり町内で売ってないものもあるでしょう、けどそれもそういう形になります。

ただ、現金で出すと、これが全て町外に出る可能性があります。それを日常生活のガソリン代とか、ガス代ですとか、新聞代もそうです、食料品でもいいです。そういうものに商品券を使っていただくことによって、地域の中でもきちんとものが行き渡りますし、本人もまたこれを使うことも可能になりますので、私はこの形態はできるだけ守っていききたいと。地域内の経済は、きちっと守っていききたいというふうに考えているところでございます。

確かに松前町での誕生祝い金、この制度をやはり確立、つくりあげる時にいろんな議論がありました。隣町ではいくらだよとか、やはり、けど、そのところはやはり財政的に豊かなところはいける部分もあるかもしれません。様々な議論の末、松前町としてできる範囲でやりましょうということで決めました。

そしてまた金額のみならず、制度設計にも各町によってやり方が違っておまして、松前町は、できるだけ転勤族の皆さんにも優しくということを取り組んでいるつもりでございます。

例えば、松前町内に住所を移してからこどもが産まれたと、って時に、場合によっては、ただ、6ヶ月親が松前町に住んでるという実態がなければいけないってことになってるんですけど、例えば4月に転勤してきて、6月にこども産まれました、この子は住民

登録は松前町が初めてのところですので、松前町からお祝い金出したいんですけど、親の6ヶ月要件がまだ満たされていない。けど、これも4月に来たとするとも6ヶ月後、10月になるときちんとお祝い金は出さしていただくとか、途中で転勤またあって、町外に転出されても、そこで返金の必要はないとか。そういうもので、やはりこれは返金を求めているところもあれば、額が全然低いところもあります、その町によって違います。

けれど、そういうものもきちんと今回アンケートの中でそういう意見があれば、私どもはこれを見直すべきところでは見直して、そして使いやすい、本当に子育て支援として利用される方が少しでも満足できるような形の制度に、また見直しすべきところは見直していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 日常生活の経済的負担の軽減っていうところで、商品券で使うことによって現金が残る。少し何か本当なのかなと感じも私は受けてしまうところはあるんですよね、何か必要なもの、本当、買うのであればそうなりますけれども、ちょっとした、普段使わないようなもの使ってしまったら、そうにもならないですっていうところがあって、ただ、町のお金ですので、町の経済に反映させるっていうその考え方はいいと思いますし、いろいろ手厚くしてるっていうところに関しては、私もそう思っておりますので、本当アンケートの方ですね、参考にして、またより良いものにしていただければいいのかなとは思いますが、この祝い金ということになりますと、やはり町長の話からしても経済的負担の軽減と、一時的な経済的な活性化っていうか、そこの支援だけになってしまってるのかなあという感じがしています。

であるならば、もう少し何か、誕生祝い金としてではなくて、例えば、お祝いいただいた時に内祝いとして返すパッケージ商品のものをですね、商工会などと相談して詰め合わせをつくってですね、町外の人に送れるようなシステムをつくれば、先ほど言った経済的負担の軽減、地域内の経済の活性化、また町外に出すことによって町のPRであるとか、そしたら関係人口とか、ふるさと納税って繋がるような仕組みとかも考えられるのかなあっていうふうには思ってますけれども、現在走ってるアンケートのあれを優先して、回収率低かった時はこういう話もあるんだ、考えもあるのかなあというところをやっていただきたいなあというふうに思います。

次、また少しあり方のところについてお話するんですけども、少し松前町の支援というのは妊娠した時、産まれた時であるとか、そういうタイミングタイミングでの少し経済支援に、経済支援っていうか、支援になっているのかなあというふうに思っております。

すみません、一番最初に話すべきだったですけども、私自身は全て行政が支援すべきではないと思っていて、育てるご両親の責任っていうのも一定程度は残したうえでの支援をしていかなければいけないと思いますので、何でもかんでも町のお金で支援した方がいいんじゃないかっていうことを、町長に言いたいわけではないっていうことだけは、ちょっと前半としてお願いしたいなあというふうに思います。

今、少し大きいお金をもらって、日常的の経済の負担の軽減にもなるっていうお話もあったりもしましたけれども、少し一緒に走るような伴走感を出すために、支援の形を少しそういうタイミングではなくて、長い目で寄り添っていくような形をとれるような事業もした方がいいのかなあというふうに思います。

例えばですけども、そういう産まれてから3歳くらいまではおむつ使うと思うんですけど、どの赤ちゃんも。そうなるとごみ、おむつのごみが出ますので、ごみ袋を少し定期的に支援していくとか、そうすることによっておむつの匂いとかそういうのが生活で感じな

くなって、生活のクオリティとかにも反映しますし、町が少し継続して寄り添ってくれてるんじゃないかなって言うの、町民の方も思うような気がするんですけども、その辺りに関してはどうでしょうか、町長。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かに息の長い、そういう支援が必要だと思います。それは、おっしゃるとおりお金、金銭面だけじゃなくて、やはり精神面もありますでしょうし、いろんなお悩みもあるでしょう。本当にそういう様々な面から、子どもと一緒に、地域も見守りながら育てていくということが大事だとは思っております。

今、お話がありましたごみ袋等も、確かにそうだと思います。それで、そういうものも商品券で買っていただければ、子どもはそれも助かるわけでございます。

ですから、どういう形になるのか、ただ、それが商品券よりも違う形の方が、確かに相手も喜べるというものもあるかもしれません。そういったものも視野に入れながら、全てこの金額を変えずにとかっていうわけではなくて、これは金額でここまでの商品券を出しますよ、その違う部分はもう違うものでのサービスをしていきたいと思いますとか、そういう考え方も意見を集約していくと出るかもしれませんので、そこは柔軟に、子どももそういう、今、これで見直しをかけたからといって、それがずっと未来永劫続くというわけでもございませんので、それでまた意見をいただいて、また見直すところは見直すという形でやっていければいいかなと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 本当にあれですね、学校給食費にしても大きいお金、町で支援してたりとかあったりして、何て言うんですかね、何でもかんでもって言うところありつつ、もらったものをごみ袋買ってもらえればいって言うお話ありましたけれども、本当にそうだと思うんですね。ある程度の支援金というのは、松前町としては確保して使っておりますので、その事業形態だけどうするかって言うところを、今後必要に応じてやってもらえばいいのかなって言うふうに思います。

学校給食の辺りは8千万ぐらい使ったりして、ただ、もう少し2千、来年辺りからですか、国の方でもって言うお話あったりして、こういうお金が少し浮いてくるというか、そういう可能性も出てきていますので、そうなった時に、また何かぜひ子育ての方にそういうお金をまた回していただければなというふうに思います。

具体的なこういう何か現在の支援の話については、これで終わりにさせていただいて、少し世帯支援って言うか、多様なところって言うところで少しお話したいんですけども、第3期の松前町子ども支援事業計画のアンケートを見るとですね、母親の就業への意欲が多くあるように見てとれたんですけども、その点について、町長どのようにお考えか、お話いただきたいと思っております。

先日JOBステーションの方に行って少しお話聞いたんですけども、若いそういう方に少しマッチする仕事になかなか現在なくて、マッチングが難しいって言うところを少しお聞きしたんですけども、その仕事の創出であるとか、若いお母さん方ですね、母親に関するそういう就業の面に関して、雇用の斡旋とかに関して何か考えがあるようでしたら、最初にお話いただければなと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず従来、今までですと町内に働く場所がないんだっていうのが、一番大きな声でした。今は募集しても人が来ないっていう、こういう雇用主の方、事業主の方からは言われております。私もその辺のところは強く、役場自体が募集をかけても来

ないって実態があります。

ただ、やはり子育て世帯になりますと、じゃあ通常どおり9時前から5時過ぎまで、ずっと働くことが、実際子育てしてる方にとって、それが望んでる形態なのかとか、そういうところがあります。

今JOBステーションでも、そういうものをマッチングさせるべくいろいろ取り組んでおりますし、今、皆さんもお聞きになったと思いますが、タイミーという会社がすごく伸びていると。自分の行きたい時間に行って、帰りたい時間に帰るといような、自分のそのほかの用務って言うか家事等に合わせて、空いてる時間に働くというようなどころがあります。

今現状松前町内では、そういう形でやってるところもあるやに聞いております。上川の方にあるちょっと水産関係のところもいいよとは言ってますけど、そういうところがやはり働きやすい、時間的にはっていうところあるんのかもしれません。

けど、やはりその辺のところはやっぱ事業事業によっては、業種業種によっては難しい部分もあろうかと思しますので、そういった中でどうやってマッチングしていくのか。例えば、月曜日から金曜日までではなくて、月火水とか、月水金とか、週に3日間はまんどでどうですかだとか、そういう働き手が求めている、そういう状況、そして事業主の方が求めている状況、この辺のところきちっとマッチングできるように、今後もJOBステーションを活用しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 求人はあるけれども働き手がないっていうところも、何回も町長とお話しているところであって、やはり男女関係なく、世代関係なくの問題に町がなっているんだなっていう実感、再認識させられました。

そうした中、いろいろ日本的なところを見ると、厚生労働白書令和5年版とか見るとですね、2022年とかには共働き世帯が1千262万世帯と、右肩上がりに増えてるっていうようなところであるとか、子どもがいても、結婚して子どもがいない場合よりかは、子どもが3歳未満の場合において、少し働きたくなるっていう意向が強くなるっていうようなデータが出ておりました。

そうした中で、町としてもですね、もし現在マッチング、土日は働きたくないとか、午前だけがいいとか様々あると思うんですけども、そういうものがあつた時に後押しできるような支援策っていうかを、少しこう町としても設定してあげた方が、後押しできるんじゃないのかなあと思うんですけども、そういう制度の何か考えとか、そういうものが現在町長にあるかどうかだけお聞かせください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 現在松前町では白神の防災道路、そしてまた、この後ようやく促進区域に指定され、この後公募が来年の春から始まるであろう洋上風力発電、こういう大きい事業が継続してあります。そういった中で、また仕事も増えていくと思います。土木業者の皆さんは、やはり働き手が少ないというのが、すごい今聞こえてきております。

そういった中で様々な仕事もまた増えていくと思っておりますし、私はこの中で、洋上風力の保守点検の作業員を松前町内に誘致したいというふうに考えております。そういった中で、様々な仕事もまたこれから出てきますので、そういうところでも、また何かマッチングできるものがないのかっていうことも考えていきたいと思っております。

2022年のそういう統計のもの以外にも、現状都市部では、首都圏では中古マンショ

ンが1億円を超えると、超えたというお話があります。こういうお話を聞くと、とても通常の1人の人の収入、生涯賃金ではなかなかこれは購入できない。やはり夫婦として、家庭として将来構想を考えた時に、やはりそういうものを購入しなきゃならないということ的前提にして考えると、やはり夫婦と一緒に働かなきゃならないというのが、一つのやはり方向性として選ばれていくのかなあとというふうには考えております。

こういうものが、住むところのために収入の大半がってしまうということになると、当然子育ての方にその分のお金は持っていけないというのが、今の状況かなあと考えております。

ただ、これ地方にあっても、やはり様々な資材高騰いろいろなものがありまして、やはり家1軒を建てるのにも、これはもう相応のお金を必要となります。そういうものも含めて、やはり様々なそういう就職っていうものに対して、少しでも働きやすい、そういうものもやはり夫婦、家族が安心して働いていける、そういう仕事のマッチングを何とかしていければと思っております。

先ほどお話しました洋上風力によって、私が進めようとしている保守点検の作業員の松前の駐留ですけど、これはもう、はっきり言って25年くらいは、そこに最低でも100数十人の方が働ける場所ができると想定されております。先般、洋上風力、地域の理解、業者の方の希望等、そういうものがマッチングすると、10年間くらいはまた延長できるよというお話も出てきてます。そうすると、そういうところも35年、40年と働く場所として、通常であれば今の就労年数を考えると、若くして働いてもほとんど定年近くまでそこで働けるのかな、そういう場所もできるのかなと思っております。

様々な観点から、そういう子育て世帯の女性の方が働けるような、そういうものも私ども一緒になって、これはJOBステーションのみならず、私どもも日頃から考えていかなきゃならない、そういう部分であるということもしっかり認識しておりますし、私どもにできることは、やはりそういう方、働く意欲のある方の働ける場所を創出していくことも、私どもの仕事であるというふうには認識しているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 洋上風力という、やはりいろんな可能性を秘めているのかなというふうに思います。今、これをどうこうお話するところではありませんのであれですけども、秋田のあれとかありましたけれども、松前町においては順調に進んでいただきたいなというふうに、強く願うところであります。

そうした中、やはり雇用条件がいいところであるとか、収入を増やせるような、そういう就労の場所がこれから創出し、マッチングして、家庭のためになっていただければというふうに思いました。

また、同じようにですね、共働き世帯だけじゃなくてひとり親世帯、ここもやはり国の支援というのが中心になって、町独自っていうのが、なかなか他のところを見ても少ないのかなというふうな印象を受けております。

何かしらこういう、ひとり親世帯に関しても包括して、町独自の施策とかそういうものを考えれば、ひとり親世帯にも優しい町として、町のPRにもなるのかなあとというふうにも思うんですけども、ひとり親世帯に関してのこういう支援に関しては、町長、いかがでしょうか。

もちろん洋上風力とかで雇用の場が広がれば、収入の増加とかも見込めるんだと思いますけれども、他に何かあるようでしたら、少しお話いただければなというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かにひとり親家庭の方は、やはりそれ以外の、そうでない方との、また違う面での悩み、様々なご苦勞もあるかと思ひます。

私どもも、やはりそういう方の悩みを聞きながら、やはり問題解決に向けて、課題解決に向けて取り組んでいかなければならないと思ひております。放課後のデイサービスとか、子育て世帯に対しては独自のもので、放課後デイの送迎ですね、こういうものも取り組むとか、様々なものを作ってはおりますが、やはりひとり親家庭に顕著に表れる課題もあろうかと思ひますので、そういうところも話を伺いながら私どもに何ができるのか、きちんとそういうものも私達は取り組んでいきたいと思ひております。

よくひとり親家庭の方は、おじいちゃんおばあちゃんに面倒をみてもらうっていうこともあるかと思ひます。もしかしたら、そのおじいちゃんおばあちゃん達が知ってる課題もあるのかもしれない。そういうものに関しても私どもも耳を傾けて、どういう対応ができるのか、どういう応援ができるのかは、しっかりと考えていきたいというふうに考えております。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) そうですね、どうやってやはり意見を吸い上げていくとか、誰に対して意見を聞いていくかだとか、やはり考えていけないのかなというふうな、町長の答弁だったと思ひます。正にそう思ひますので、少しそういう機会、アンケートとか少し定期的に行っていただければなというふうなところ、お願いしたいなというふうに思ひます。

ひとり親世帯のところの悩みという点、やはり一つクローズアップされるのが、貧困ってところなのかなあっているふうに思ひますし、日々の生活への支援ってところを考えると、先ほどの共働き世帯の母親への就業への後押しじゃないんですけども、少し保育料のところを検討してみたいかなというふうには私に考えております。共働き世帯とか、こういうひとり親世帯とかの第2子目の、今国の方が半額とか、そうなると思ひますけれども、残りの部分を少し町で支援するであるとか、1子目であれば全額となっていることを、半分町の方で負担するであるとか、少しそうすることによって短時間でも働いて、それがしっかり収入になり、家計の助けになるっていうところもあるのかなあっているふうに思ひますけれども、少し保育料のところ、どうお考えかというところをお話いただきたいなというふうに思ひます。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時46分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

町長。

○町長(若佐智弘君) どうもすみません、こまい部分、今再確認させていただきました。

現在、3歳以上の方は国、道、町の方でこれは無料ということで、制度として構築されてると。そして、3歳未満、これは有料ということで、一部負担があるということになっております。

ただ、この3歳未満の方でも、やはり共働きとか、そういう条件もあるっていうお話でございまして、あとは受け皿の問題がありまして、やはり全ての方を今受け入れるだけの認定こども園、そして、清部保育所の中で全てを受け入れられる状況ではないという課題も

ございます。少しでもそういう部分で手立てができるのであれば。

ただ、これは周りとのバランスもございます。もしかしたら就業できずにいることによって出せないっていう、そういう方もいらっしゃるかもしれません。実態を、しっかりと声を聞きながら、今そこで負担してるからといって、それを安くするっていうだけではなくて、そこに入る要件とかも含めて、きちっと公平、公正なものでやっていかなければならないかと思っております。

ただ、現状のところは共働きの方々がやはり多いものですから、そういう方々からの、現状の中での苦情や何とかっていう声は聞こえてきてないと。ただ、これはなかなか本人達からもっと下げなさいよとかって、なかなか言い出せるところではないので、それもやはり3歳未満で保育所に預けることができない家庭もあるという、そういうところもあるのかもしれない。率直な意見をこれから聞いて、公平公正な制度を目指していきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 申し訳ありません、3歳以上とか3歳未満とかっていう説明を加えてご質問するべきでした、惑わせてしまいました。

やはり保育士の問題ですね、専門職の確保の問題。やはり、町としてそこがいろいろ問題になってきてるっていうところで、町長おっしゃるように、全子どもを無償化してる自治体とかにおいては、やはり待機児童が出てきてしまっているっていうのも調べると出ておりました。

やはり受け皿の問題っていうところも整備はしっかりしていただいたうえで、先ほどタイムリーっていうお話ありましたけれども、短時間働いただけだったら保育料で取られてしまったら元も子もありませんので、その辺の兼ね合いとかですね、様々検討していただきたいなというふうに思います。

少し前向きに考えていただけてるっていうところで、よろしいですか。もちろん町民の声を聞いてからだと思えますけれども、ご答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 子育て支援は継続して、未来永劫にわたってしていかなければならないものだと思っております。

そういった中で、やはり住民の方が納得できる、そして求めている、そういう支援の事業、そういうものを日々構築、より良いものとして構築できるように、役場として私ども、担当者と一緒に、役場が一丸となって、これは取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 少し、前向きにやっていただけるのかなというふうな印象を受けております。今現在でも職場が大変だから、産まれて、早い段階で働きに出てるっていうようなお話も聞いたりしますし、やはりそういう方の支援を、少し考えてあげることが働き手の確保にもなりますし、いろんな面あると思えますので、いろんな角度から考えていただきたいなというふうに、そして、少しこういう保育料のところ、実際に一助となっていけばいいのかなというふうに思います。この点に関しては、これで終わりに致します。

次にですね、少し支援をっていうところで、支援っていうのは、ヤングケアラーとか今そういう社会的な問題が出てきておりますけれども、松前町も子育て世帯訪問支援事業であるとか、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業といった多様な事業を通してですね、個々の家庭や子ども達にきめ細やかに支援を行っている、私は理解しております。

またですね、教育関係の方からお話一度聞いたことあるんですけども、生徒とかにちょっと情報がほしい時に役場の方に問い合わせると、本当に情報持っていて、他の自治体よりもしっかりやってるんじゃないかなあっていうようなご意見も聞いておりますので、個々の支援っていうところは、本当にしっかりやっているのかなというふうに思います。

ただ、先ほど言ったヤングケアラーの問題とかが今クローズアップされる中で、早期発見とか予防的な視点が重要になってきているのかなと思います。そのためには、やはり保護者の気づきであるとか、周りの気づきってものも少しできるような、町としての取組も必要なのかなっていうふうに思います。

そこで少し、あらかじめ伝えておいたのは、ペアレイティングプログラム、ペアレントプログラムと言いますが、こどもとの関わり合いの知識の獲得とか、コミュニティ形成に繋がるとか、家庭環境の改善に繋がるようなそういったプログラムとかもあったりしますので、少し今は、何か事例が出てきた時に対応してる状況になってきているのかなっていうふう思うんですけども。

先ほど町長も言ったように職員の確保であるとか、そういう専門職の確保とかですね、そういう問題が出てくる可能性が、今後この分野においてもあると思いますので、そうした中で、少し集団的に予防へと結びつけるような事業を進めていくことも重要なのかなと思われましたので、例としては、このペアレイティングプログラムっていう言葉言いましたけれども、そうじゃなくても少し、集団っていうか大きい母集団として少し知識っていうか、こういう支援とかに繋がるようなことを、少し始めてもいいのかなあというふうに思うんですけども、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かに、様々な家庭的な課題を抱えているこども達もいらっしゃるかと思います。先ほど議員がおっしゃいましたヤングケアラー、最近をよく耳にします。その中であるのが、やはり家庭内の問題でございますので、なかなか公の場に来て、その親御さんが相談したり、こどもが直接相談したりっていうことが、結構難しい場面があるのかなと。人には知られたくないとか、そういう家庭もあるかと思います。

よく介護の方でのヤングケアラーっていうのもよく聞きます。ただ、それだけではなくて、こどもが、やはり先ほどおっしゃった、例えばひとり親家庭で親御さんが、保護者の方が仕事で行ってなかなか家にいない、小学生の頃から弟、妹達の食べるものをつくったりっていう、そういう家事全般やらなきゃならないとか、そういう方々もおります。

そういった問題、すごいそういうところでは難しいところがあるとは思いますが、私どもとしてはこれを広く周知して、こういうところに相談に来てください、こういう問題抱えている方は。

日常生活の中で、やはり民生委員の方や様々な方が情報を得る場合もあるかと思しますので、そういった方々から情報を得た時には、なるべく早くということで、担当の方でも一応状況確認等を、相手の、そういう家庭内の秘密に対する勝手な取組っていうわけではなくて、きちんと相手の理解を得ながらの、そういう取組は継続していきたいと思しますし、そういった経験のある方とかにもお話を聞く機会があると思しますので、そういったものでどういう形が、制度構築がそういう人達が来やすいのか。

それで100%の人が来るとは思えませんので、様々な、人それぞれの家庭家庭の事情もあろうかと思します。少しでも多くの方がそれで相談に来れるような、そういう事業の構築等ができていけばいいなあとは考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 今、町長の答弁の中では、やはり事例が出てきた中での、やはり対処が難しいというところのお話なのかなと思います。

一つ、町長おっしゃるように、そういう事例を民生委員などの方達から情報を得るっていうところも必要になってくると思いますし、そうした中で、やはり少し知識的なものって言うか、もう少し情報提供していかないと思いますし、民生委員の方とか住民の方でですね、そういうのも含めて、少し何かしら考えていく必要が、今の社会の中ではあるのかなあというふうに思いますので、松前町でも何か、少しずつ進めて行っていただきたいなというふうに思います。

そして、やはりその何ですかね、そういうものを生み出さないって言うか、あらかじめやはり親も子どもとの関わり合っているところを学ぶ機会って言うか、どういうふうに接したらいいのかとか、そういうところを私自身も知りたかったところですし、日々悩むこととか、そういうことがやっぱりありますので、早い段階でそういう学ぶ場であるとか、そういう悩みを相談できる場の周知とかをですね、やっていただければなというふうに思いますので。

少し、何を質問していいのか、ちょっとこうわからないところではあるんですけども、改めて町長、何かご意見などあるようでしたら、ご答弁いただければなというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かに、質問する齋木議員も表現の仕方が難しい場面あるかと思っています。これは、形にはまったものではなくて、家庭家庭の状況、様々な問題がからみ合ってきますので、本当にそういう情報を私達は関係機関、学校や病院、様々なものと様々な方々との情報共有をしながら、支援が必要な児童とか。

これはもう児童だけではなくて、親もそうなんですけど、そうしたものに関しては、その保護者の受け止め方によってその状況が、同じような問題、同じような形態でも、こちらが同じことを言っても素直に受け入れてくれる方、そうじゃない方とか、様々な問題がございますが、より安心してそういう方が生活できるような、そして、苦しまなくて済むようなことも、そういうものを予防的対策としてとっていきたいとは思っていますが、何よりやはりそういうものが今もないわけではございませんので、きちんとそういうものをお話を伺いながら、少しでも安心して相談にのれるような、そういう形ができていければいいなと思ってます。

これが、最高の対応だというものはないと思いますので、そういう意味で、深くやはり相手の実情も踏まえながら、相手を傷つけず、そして相手に信頼される、そういう対応ができていければいいなと思っておりますので。なかなか短時間では構築が難しいかもしれませんが、やはりそういうものは常にうちの役場の窓口でも、何か相談に来た時にはそれを拒絶するものではない、いつでも来てくださいということで、担当課も取り組んでおりますので、もし身の回りにそういう方がいらっしゃいましたら、ぜひぜひ役場の方に。それで人目につかないところというのであれば、そういう形に持っていきますし、少しでも相談しやすいような体制をつくっていきたいと思いますので、何とかご理解いただきたいと思っています。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 本当、そういう体制があるというふうに、いろいろこういう事業などを通してお話は聞いてますので、お願いしたいのは、そういう今の機能をですね、衰退させないって言うか、維持していただけるように、職員の確保とか、そういうとこ

ろをしていていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

最後の内容についてご質問致します。大きな題を付けたんですけれども、サーキュラーエコノミーっていう概念について、少し町としても考えてみたらどうか、子育てと、このサーキュラーエコノミーっていうの組み合わせて考えてみたらどうですかっていうところを、町長とお話してみたいなというふうに思います。

サーキュラーエコノミーっていうのは、資源を採掘して生産、消費、廃棄するという従来のリニアエコノミー、直線型経済なんて言いますが、廃棄物をどう有効するかっていう、リサイクルとは少し異なって、廃棄物が出ない仕組みを考えていたらどうだろうか、それによって経済にどう発展させていくかっていう概念、というふうに私は認識しております。

そうした中、当町としては脱炭素に取り組んでおりますので、この概念との組み合わせっていうのは、少し相性がいいものなのかなって思いました。そもそもこれを私少し考え始めたのは、町の支援としてベビーカーであるとか、チャイルドシートとか、そういう購入の支援を少しやってみたらどうなのかなっていうところが、そもそもだったんですけれども。少子化の町であって新しい物をどんどんいろいろ買っていても、最後物だけが残ってしまったら、人はいなくても物があるっていう、この状況はどうなのかなっていうことで、だったら、少し循環させるような形をとればいいんじゃないのかっていうところから探したら、こういう概念が出てきました。

これを進めることによって、子供服であるとか、いろいろな用品を集めて、シェアとか、町外の必要なところに排出することによって、一つはゴミとして排出しなくて済みますので、経済的負担の一つは軽減さになりますし、脱炭素と同じで環境に優しい。

また、ベビーカーとかに関して言えば、当町観光地ですけれども、ベビーカーの貸し出しってないと思うんですね。だから、ちっちゃい子のいる家庭への観光としては、少し優しくないのかなっていうところもありますので、そういう観光資源へのいらぬ物をですね、観光資源へ循環させるのも一つの手なのかなあと思いましたので、少しこのこどもは減っていったけれど、物をもう少し、余っていく物を有効活用することを考えていくのはどうかなっていうところで、町長のお話を少し、難しいあれですみません。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かにエコ的なもの、そしてまた経済的負担を軽くするためにも、このサーキュラーエコノミーですか、循環経済、これは大事な取組だと思っております。

当町でも、過去には子育てサークルなどで不要品のバザーとか、そういうものをおった時代もありましたが、やはり会員の人数が少なくなったり、そういうものに対する思いがまた違ったりして、その辺のところは活発化はしてないところが実態です。

様々なものがありまして、こども用品になりますと、どうも感覚が人によって大きく違います。そして、今少子化の世界になってくると、3人とかいるところになると、2番目、3番目になるとやはり上の物を下が使うとか、余所の人からいただいてそれを使うとか、再利用するとかっていうのが当たり前のような感じになってるんですけど、場合によっては、いやいやいや、うちはうちでちゃんと準備しますからっていう人もいます。感覚の違いは、やはり多様にあろうかと思えます。

そして先ほどおっしゃったように、ただ、これはやることは決して悪いことじゃないですし、20個並べて20個利用されなくても、10個利用されれば、またそれはそれで、そこでこれは資源の循環、経済の循環にもなりますし。確かに今お話あったようにこども、

ベビーカーですか、確かにあったらいいかと思います。そういうものをやることも、またやはり取組の一つとしては。

私もやはり自転車とか、電動自転車とか、少しでも来た人が、あの辺を周りやすくするためにはどうしたらいいんだろうとかいうようなことも考えてますので、その中で入れればなと思ってます。

ただ、こどもの、幼児の使うものでございますので、誰かが使った後の消毒、そういうものはきちんと相手に伝わるようにしないと、誰が座ったかわからないところに自分のこどもを座らせるっていうの嫌がる方も当然いらっしゃるかと思いますので。ただ、チャレンジしないことには、これは何とも言えませんので、様々なものを踏まえて、その中から全てではなくても、一つでも二つでもできればいいなと思っております。

このサーキュラーエコノミー、例えばこれ文化祭とかでもやることは可能だと思いますので、声がけをしたら、またできるのかなあとかっていうふうに考えてます。図書館でもいろいろと取組をしておりますので、そういう取組のしやすい場所というか、親しみの持てる場所とかです、こういうものもやっぱり構築していければいいのかなと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 町長おっしゃるように、価値観によるのかなというふうに思います。私なんかはもう全然、リサイクル品で全然、こどもに触らせるのなんでもいいのかなあと、思って、実際もそうしてますし、余ったら親族に渡すとかいうふうにしてるんですけども、本当そういうのが嫌で、町民の方が一回お下がり品集めて渡すようなこと、試みたことがあるらしいんですけども、松前の方、どちらかというところ少し抵抗がある方が多いというふうなお話も伺っております。

それを函館とか都市部に持っていくと、何枚でもいいからほしいとかっていう、服をとかっていう方もいるようですし、本当それぞれだと思いますので、チャレンジできる可能性があるんでしたら、少しやっていただければなというふうに思います。

先ほど観光の自転車の話とかあったりしたんですけども、たまに空き家の解体の場所を通ったりするんですけども、すごい家財道具を運び出していくところとかを見たりして、後々はそういうところにも概念を早期に取り入れて、ごみを出さないような、使えるものは使うように、そういう事業者の方、そこに持っていくとか、そういうところ結びつくのかなあという感じも受けておりますので、そしてまた、自転車とかもすごい眠ってるのかなと思いますので、観光とかにですね、利用できるように、少しそういう面も観光の面も含めてやっていただくと、物を大事にする町としての価値が上がるのかなあというふうに思いますので、少しご検討のほど、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、いろんな価値観あったりすると思いますので、大きい都市とかの方がやはり様々な価値観が広がると思いますので、少し姉妹都市との連携とか、そういうところもやることによって姉妹都市の連携の付加価値も出てくると思いますので、いろいろご検討していただきたいなというふうに思います。

ざわざわしてきましたので、この辺りで、町長、最後に答弁いただければと思います。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 確かに様々な価値観がございます。私も、実際我が家庭でも自分のこどもの使ったものを誰か知ってる人にくれようとしたら、いや、うちはいいですよと言われたこともございますし、ありがたく、そういうものあるんだったら使わせていただくという方もいらっしゃいます。

ある方が自宅を、実家を壊すとなった時に、門戸開放して、家の中にあるもの、何でも使えるものがあったら持ってってくださって言ったら、随分持って行ってくれたってお話も聞いております。その方は、中に入りづらいだろうからといって、玄関先の方にいろいろな食器でも何でも、いろいろな物を集めておいたら、ほとんどなくなったとか、そういう話もありました。

様々なものがございます。ただ、やはりこれも行き過ぎると、また商店にも影響がございましたので、そういうものを含めながら、ただ、やはりできるものはやって取り組んでいかなければ。やっぱりエコとは、そういうものだと私は思います。

そして、今そしてまた生活様式も変わってますので、以前、そんな大して使っていないタンスをどなたか使いませんかかって言ったら、若い人達、今タンスはないと、そうですね、皆さん、今違う家のつくりになってるので、そういうこともあったりもします。

ただ、活用したいという方もいらっしゃいます。そして、そういう方に対して様々な取組、やはりアイデアをもらいながら、そういうものに興味のある方、役場で使ってる自転車は、ほとんどあれば再利用と言うか修繕して、管財のドライバーさん達はじめ皆さんで直して使ってます。また、そういうものもできるかと思いますので。

今、教育長の方から、文化祭でそういう再利用のバザー、これも実際やってますということでございます。バザーですので、売ってるのか、売っててもやっぱり価格は極端に安いということでやってます。様々な形態、そしてそれを求める方がいるっていうことがあれば。

私の体験として、やはりそういう子育て仲間って言うか、そういう方々がいると、案外声がかかってきます。小学校で使う物、必要な物とかお宅でないとか声がかかってくるとですね、これが2人目、3人目、4人目とか回っていくこともございますので、少しでもそういうものが回ることも、またエコになると思えますし、それも育児の支援にもなっていくのかなあと思いますので、どういう形がいいのか、今あるものを継続しながら、より良い形になればということも考えながら進めてまいりたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) ありがとうございます。長くいろいろご質問させていただきました。今回の令和6年度の決算特別委員会あると思しますので、第3期の松前町子ども・子育て支援事業計画、そこに載っておりますので、他の議員の方から何か質問また出ればいいのかなど。

あまり、網羅的に私は質問しましたので、いろいろ見ていただいて、またいろいろ検討などしていただければなあというふうに思いますので、今日はありがとうございました。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩致します。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時25分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

次に、2番勇谷鷹宇君。

○2番(勇谷鷹宇君) おはようございます。本日は防災について。また防災かと言われそうですが、それはそれでいいんです。

質問、早速させていただきます。本日、先日のカムチャツカ半島沖の地震に伴う津波情報は、松前町には警報は出ませんでした。町民にとって不安を感じる出来事であり、町

の防災体制を見直すきっかけになったのではないかと、そのように思っております。

当日私は、スマートフォンのアラートが鳴って、太平洋側に警報が出された時点で、函館への津波到達予想の時間前に、海沿いに在住している身内を避難させるため、車で迎えに行きました。それで、3時間ほど高台にある私の自宅に留まってもらいました。

町内では、その避難の経路の途中で公園の神社の辺りとか、あの辺にも結構車が停まっていた。町内では、少なからず高台に避難された方がおられるようです。

避難されなかった方も多かったと思います。この違いは、各個人の防災意識の違いであって、どちらが良いということではありません。お仕事をなさっている方、そういう方はそれどころじゃないと、日本海側は警報出ていないから大丈夫だろうと。基本的なところで松前は大丈夫だろうと、っていうふうに思われた方も多いのではないのでしょうか。

先週9月1日は防災の日でした。1923年に関東大震災があった日です、全国的に防災訓練が行われていたようです。一昨日に発生した、一昨日は胆振東部地震、要するにブラックアウトがあった、あれから7年が経ちました。

今月は防災月間として、町ではこういった防災の訓練は行われるのでしょうか。北海道日本海側の地震、津波による被害想定も出ました。その想定では、最悪の条件で、最悪の条件でね、2千400名ほどの死者を想定しています。当町の人口の半分弱です。町として、こうした事実と想定を訓練に様々な備えを進めるべきだと思います。

報道等でご存じかと思いますが、松前警察署が主導し、町内会と共に茂草地区とかと、あと荒谷地区、白神地区で、机上で避難路確認して、実際に避難路を歩いてみるといった訓練が行われたと承知しています。同署では、今後も他の地区で同様の訓練を行いたいということを示しています。大変ありがたい取組だと思います。

私個人的に、今年始めから町発行の防災のしおり、黄色い本ですね、あれを持って避難路を歩いておりましたが、こうして松前警察署が住民と一緒に行動していただいているということとを聞きまして、中途半端ではございましたが歩くのはやめました。

こうした安全の確認は、公共機関とそこに住んでいる方々が直に確認していただければ一番いいわけであって、やめました。

町では総合避難訓練、こういったこういう準備をして、式次第があって、話を聞いて、消防車が出てというような訓練も必要です。必要ですが、規模は小さくても機動的で、実践的な訓練を反復して行うことが重要だと、私個人的には思っています。

本題に入りますが、町民の、通告どおりですと町民の命を守るための備えは十分かと、これ何回も繰り返し聞いてんですが、追跡のような形です。

私は、防災、災害対策について、昨年6月と12月に、12月の定例会でも同様な質問をさせていただきました。ある意味、追跡と確認の質問です。プラス、少し提案もさせていただきます。よろしくをお願いします。

まず最初に、通告にあります避難所の現状、避難所の現状、それをどのように把握していて、何か改善するべき点があったりとかなかったりとか、そういったことを住民に周知するとか。そういったことについて、町ではどういう捉え方をしているか、まず避難路、避難路について、町長の見解をお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今、先般ありましたカムチャツカでの地震の関係のお話もごさいますので、若干、ちょっとこの点について説明させていただきたいと思います。

現状国の方では、そういう津波警報、地震に関する津波警報に関しましては、海域でその範囲を決定しております。議員おっしゃったように、松前町は警報は出ました。実は白

神岬から太平洋岸、白神以東ですね、福島側、民家はございません。一部斜路等がありまして、漁業者が使ってる部分があります。こちらの方に津波警報が発令され、そして、白神岬から日本海側、西側、こちらの方は注意報も出ておりません。全くの危険はないという、極端な絵でございました。

それで、現状、先般気象台の、函館気象台の方にも行きまして、この辺の周知を何とかならないかと。というのも、全く注意報も出てない、本町地区にある金融機関等、そういうところもやはり組織として、松前町全体に警報が出てるという判断で、そこは縮めて避難するというようになっております。

そういう、また注意報も何にも出ていないんで、通常どおりの浜での作業をしてると、旅から来た人が、松前町は警報が出てるのに、なぜ避難させないんだという、こういう指摘もあつたりした経緯もございます。

今、その海域海域でやるのであれば、そういう放送の仕方ができないか、報道等の警報の周知等もそういうふうにはできないか。例えば、八雲町が日本海と噴火湾の方で分かれますので、噴火湾側には出てますけど、よく出るのが八雲町熊石地区、こういう表現の仕方あります。こういうふうにはできないかということで、今こちらの方から要望出しております。もう既に国の方にもこれは伝わっております、もっとわかりやすい方法をとということでお願いしているところでございます。

現実、カムチャツカの地震で津波警報が出た時には、ちょっとやはり時間、間が空くんですけど、この後、防災行政無線で私ども、これは白神よりも東側だよと、警報が出たのはということで防災行政無線で伝えることは致しましたが、やはり最初の第一報を聞くと、やはり身の危険を感じて避難された方もたくさんいると思いますので、この辺の周知の仕方を今要望しているところでございますし、既に消防庁の方からもうどういう状況なのか、詳細ちょっと教えていただけませんか、松前町が求めているのはということも来てます。

消防庁は庁舎の庁の方ですね、長いではなくて、国の方の機関の方からも来ております。これは、何とか報道の仕方を一緒になって考えていただきたいということで、今取り組んでいるところでございますし。

防災の総合訓練は年に1回ということで、先ほど、本当に松前警察署の方でいろいろとやっていただいて、私どもも助かっております。9月の10日には、赤神地区をまた3箇所目として想定してるというお話を伺っております。

そのほかにですね、私どもこれまでも総合防災訓練は1箇所なんですけど、各町内会単位で開催可能なところは、こちらの方からも声がけをしてやるように、回数を増やすようには取り組んできておりますので、いろんな形でこれは、おっしゃるとおり、反復して意識していくのが大事だというふうに考えております。

そして、まず本題の避難路でございます。現在松前町には、最新の情報で72本避難路があります。防災のしおりの中では76本になっております。ところが、これは階段の腐食等により、危険な場所は閉鎖しているところがございまして、そういうものは、その地区の町内会長や近隣の、その近辺に住んでる方には避難路の閉鎖について、説明をしたりしているところでございます。

まず、これに関しましては、急傾斜地や道の工事で使った作業用の、そういう点検用の階段等を私ども避難路として活用させていただいている部分もございます。以前はなかなか北海道の方とかも、それに対しては修繕はしないとかですね、そういうお話だったんですけど、やはり道の方もこの辺の対応が変わってきてまして、そこは避難路としても使えるよということで、それでは一部修繕もしようとか、そういう対応も変わってきており

ますので、なるべく使いやすいところを維持していきたいと思っております。

そしてまた、各町内会、そして高齢者事業団等に委託をしまして、春から秋には草刈り、そして冬には除雪も行いながら管理をしているところでございます。

この中で、ほとんどのところで以前にも、やはり照明付けたらどうだとかというお話もありましたが、ほとんどの避難路には街灯ありませんので、避難する際には懐中電灯とかが必要となっております。

ですから、こういって、考えるとですね、スマホでもできるんですけど、やはり非常持出の袋をしっかりと準備して、それに貴重品等も入れて、最低3日間くらいの食料品とかそういうものを入れながら準備していただく。ここは本当に繰り返し繰り返し町民の方にも理解していただきながら、準備していただくようにしていただかなければならないと思っております。

ただ、また避難路の課題としては、その先高台になります。冬場のことを想定すると、やはりそこに防寒具とかも準備できればいいんですけど、やはり全てのその場所、72本全ての先にそういうものを準備することは、なかなかこれは難しいものがございます。

やはり、そういう点もございますが、そしてまた場所によっては道路等も上の、高台の方じゃなくて、プレハブですら設置することが困難だということもございますので、こういうところが、なかなか技術的にも難しいところがございます。いずれにしても、こういう課題はございますが、やはり町民一人一人の意識改革をしていかなければならないと思っております。

日本海側で発生する津波の時の最大被害、これは真冬で、しかも夜間で、そしてまた避難するという意識がとても低かった場合のことを指しておりますので、それをやはり意識付けを持って、早く避難するんだという意識付けをしっかりと、そしてその時にはやはり避難袋とか、必要最低限のものは持ちながらということも併せて。

ただ、その時間帯によってはそういうふうにならない場合もありますので、そういうものはこちらの方はきちっと、先ほど言った訓練の際とか、様々な機会を通じて意識付けをしていきたいというふうに、それが必要だというふうに私は考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) そうですね、避難路が72本になっているという確認が、私が全部見たわけじゃなかったんで、場所によっては、何でしょう、避難路ですという看板等大体出てたりするんですけども、出てないところもあるんですね。またその逆で、出てんのにその先行ったら行き止まりだったりとかっていうところも、中にはありました。この辺は差し替えたりとか、まあお金はかかるんでしょうけども、下コンクリートみたいで差し替えた方がいいんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺は、どう検討されるかは町次第だと思いますんで、考えていただければなと思います。

この避難路は、防災のしおりとかみたいに見ちゃうと、1本の地図上の線なんですね。線がくねくねとしている場所で、私が歩いた場所では、行けども行けども何か開けた場所に着かず、どんどん笹藪が狭くなってきて、ちょっと怖くて最後まで行けなかったです、クマが出てくるんじゃないかと思ってですね、最後まで行き着けなかった場所もあります。

そういった形で、昼間にそういった形で見てみたんですが、これ夜間、先ほど町長もおっしゃってましたが、夜間、冬でとか、そういうことになると余計また大変だと。

以前の、先ほどおっしゃってましたけど、以前も質問させていただいた中で街灯付けたらどうだという話に、当時総務課長でした副町長が、金がかかると。大体1本あたりの、

3本建てなきゃいけないけど、その1本あたりが50万ぐらいするんだと。3本だったら1箇所150万もしちゃうから、これで70何箇所も建てたら大変なことだと。で、しまいには、しまいじゃない、それと先ほど町長もおっしゃってたように、町の管理でない点検路、道の急傾斜地の点検路になってるところもあるから、町が関与していない場所もある、そういうもの付けてもらったら、北海道の方から困ると言われてるといふうに言われましたが、最終的には皆それぞれ避難袋っておっしゃいましたけども、その時には懐中電灯を用意して、各自でやってくださいという結論に達したんだと思います、達したんです。

だったら、懐中電灯をこれ、皆さん持ってると思いますが、何千万も何億もかかるような仕事でないから、懐中電灯を各世帯に配ってください。で、玄関に置いておくっていうのどうですかね。まあ、それも考えてみてください。

避難路については、そういう形で終わりたいと思います。

次は、避難場所です。避難路を通過して上がって行きました。そこも、今町長おっしゃってましたが、全部の場所に避難所、避難場所はあれども避難所というのは、全部70何箇所あるわけじゃないです。

この避難所にたどり着いた人は、その場所が収容能力が十分なのか、運営の体制はどうするのか。要介助者の必要性とか、様々な問題もあろうかと思えます。そういったことについて、町長はどのように対応するか。見解があればお聞かせください。お願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今の避難所の件についてでございます。現状、町では災害の種類を洪水、土砂災害、そして地震、津波、この四つの想定に分けて、それぞれに対応する避難所を設定しているところでございます。

洪水には使えるけれど、津波には使えないとか、そういう様々なパターンがありますので、それで防災のしおりの方には、災害の種類によってのページ数見ていただければわかりますけど、避難所等も書いてるところでございます。

そして、運営体制であります、これは、町の職員もその時の災害の種類、発生時間、これによって、その場にすぐ行ける時、行けない時、これはあります。能登半島の地震の時も、災害の時もそうでしたが、お話を伺うと、全ての職員が集まることができたのは、3日から4日かかったというお話です。やはり、道路網が寸断され、そこから途中まで行っては引き返しということを繰り返してですね、そういうことがあるというところがあります。

運営体制については、一応職員も配置して、防災計画の中でどこの課がどういう担当をしてということで、そしてどこどこを回るということは決めております。ですけれども、決めてはおりますが、その時間帯によっては、これは発生時間帯によっては、全く根本的に変わるということになります。

当然津波の警報が出る時に、例えば本町地区以外の方が本町に集まってくださいと、これはもう命令はできないということになります。そういうことになると、やはり地元の方に残って地元の避難所の状況の把握、そして町民の安心を考えて避難所の運営に携わっていただくとか、そういう形になろうかと思えますので、一番大事なのはですね、これは、これからもっともっと私どもも、いろいろと地域のそれぞれ町内会はじめ自主防災組織をきちんと構築して、まず第一に、そういうところが自分達の地域、地域は自分達で守るといふ意識付けをしながらやっていきたいと思っております。

そしてまた、避難所と一口に言いましても、一時的避難所、そして、やはりこれが2日、

3日と長引いた時にはある程度大きいところに集約するとか、そういうものを含めて考えながら、この避難所については、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

現状、いろんなものをつくる時に、今太平洋岸の方に対する財政的な特別な措置があります。先ほど申しましたように、太平洋岸の時にも津波が来るんですけど、来ると想定されていますが、高さがやはり大分低いんです、日本海側で起きた時と全然違います。けど、これをその手立てを、財源を使ってやるとなると、太平洋岸から来る津波の高さに合わせたものしかつくれない。それ以上の高さになると自己財源。これを何とかならないのかって言ってるんですけど、これも何ともならないということで、そうすると全国的な体制になるので、費用がいくらかかるかわからない。

今、国では発生確率等を踏まえて、太平洋岸に南海トラフ、日本海溝、こういうところに全て集中しております。ですから、北海道でも釧路とか太平洋岸の方はいろいろやっております。ですから、本当にこれに関しては、私どももそういうものを伝えておりますが、そして日本海側の被害想定が出た時に、やはり早くこれは取り組んでいただきたいということも、こちらの意見としては伝えておるところでございます。

何とか、本当に全てが満足できる避難所であればいいんですけど、なかなかそれを一度に納得させられるものはありません。

ただ、やはり能登半島の被災は、間違いなく松前町の状況になろうかと思っておりますので、そちらの方の実際に困った点とか、こういう課題があったよというのは、私ども確実にこれを踏まえて、今後の災害対策に役立てていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) わかりました、避難所についてはわかりました。

その避難所の一つになっております中学校ですね、これ行ってみたら、先週の、これも災害だと思うんですが、先週の雷雨で落雷の影響を受けた。これ、私どもは議員の人達は聞いたりとか、もちろん役場の職員の皆さんは事情細かくおわかりだと思うんですが、私なんかもちょうど会合があって、その時に役場に来た時に、中学校に雷が落ちて給食がつかれないから、こども達が午前中で帰ったんだよとかっていう話を知りました。これ、まあ保護者とかはご存じなんでしょうけれども、町のそうじゃない人達にも、これ教えてあげた方がきっといいと思います。

何だってね、落ちたんだってねって、その程度の認識で、まあ別にいいならばいいんですけども、そういう皆さん状況の方が多いいと思いますって言うか、そういう状況ですのでお知らせしておきます。

次の質問です。備品について、お尋ねします。昨年12月に伺っていた数字は、全町で1千400セットの水500ミリリットル、白がゆ1パック、ビスケット1袋が準備され、また毛布とか発電機なども用意されたと。

今日現在で水や食料は、誰の何日分を目標にして準備を進めているのか。また、一般食だけでなくアレルギーや乳幼児、高齢者に対応する特別な備蓄などは確保できているか。また、賞味期限を防ぐための管理体制、ローリングストックですね、は、どのように行っているか。

非常電源やトイレ、備蓄品、現実にはどの程度持ちこたえられるか、要するに自助ですね、個人に、各個人に求めているか。これ、前も聞いたんですが、再度ちょっと認識を、はっきりとこれは用意してくれと、皆さん、用意してくれ、あとは町で何とか用意するように

するからという、そういったお答えをいただきたい。

ここ数年、特に今年はそうですが、夏は暑いです。これで避難所の電源が確保できない、エアコンどころか扇風機も回らない、すると熱中症リスクが高まります。以前お聞きした時に、1箇所の倉庫にまとめて保管する方式じゃなくて、いくつかの避難所に分散配置していると伺いました。その後に増えた備蓄箇所や備蓄品などの数を教えてください。備蓄箇所や備蓄品の数は、もっと広く住民に伝わるように周知していただくことを希望しています。これも併せて答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午前11時52分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

町長。

○町長(若佐智弘君) 答弁させていただきます。まず、先に令和7年度において購入した主な備蓄品でございます。主なと言うより備蓄品でございます。非常食入替分としまして350セット、補充分としまして、追加ですね、追加分として50セット、ですから、入替分の350ですから、追加は50しか増えていないということになります。

そして、折り畳み簡易ベッドを82台、そして、毛布を360枚、衛生対策として液体歯磨き400袋、使い捨て歯ブラシを400本ですね、ですから、これ液体歯磨きも1袋1回分と考えていただければ、400人ですと、1日の朝で終わってしまうという数でございます。

そして、感染症対策としまして、一応現状のところはコロナの抗原検査キット、これは50回分の購入を予定しております。

この中でも既に補充の終わった部分、これからまたお願いする部分もありますので、令和7年度は間違いなく今言ったものは増やしていきます。そして、この備蓄品の保有状況につきましては、町のホームページでも公表はさせていただいております。

そして、これらのものは建石、松前消防署の隣にあります備蓄倉庫、こちらの方に入れています。そして、発電機等もそれぞれ避難所の方には置いてはありますが、これも全て完璧という話ではございません。そして、全てを電気が点けれる状態かと言うとですね、これは必要最低限。ですから、今の時代ですと携帯電話等の通信手段、こういうものがしっかりと充電できるとか、こういうものを使わなきゃいけないという、最低限の灯りはとらなきゃいけないというような部分もございます。

確かに様々な心配がございますし、どこまでやったらいいのかっていう話もございます。

ただ、実は今日、内閣府の方で災害用の備蓄品、これの一つの指針を示すと。あちこちでこういう災害想定されたり、実際起きたりしております。こういったもので備蓄すべき物資、これの必要量、これの算定方法をですね、またどういふものが必要なのかということ、国の方で指針としてしっかり示してくれるということになりました。

ただ、これを来年度予算で、これを構築するという、調査して。ですから、早くても再来年ということにはなるんですけど、今現状の中で、私どもは一度にそこまで、今の数値の目標に達するまでの準備ができるような状況にありませんので、この間も、やはり少しずつでも私どもは進めていかなきゃならないですし、その辺のものを考えながら、情報仕入れながらやっていきたいと思っております。

そして、今回先ほど350セット非常食、これに関しましては無駄にならないように、切れる前に先ほどおっしゃってた避難訓練とかで、そういう時に参加者の方に食べていただくとか、利用していただく、そういうふうに有効に使いながらやっていきたいと思っております。

私どもとしては、先ほど非常持出用のリュックとかって話しましたが、これに関しては、やはり通常でも3日分、この中で、ですから一人一つずつしょって、それに水、食料品等必要なものを3日分は何とかしてくれ。国の方でも3日間あれば、その後は何とか、それがヘリコプターなり、船なり、陸上なりで行けると想定はしてるんですけど、やはりそれは思うようにはいかない。津波となるとやはり船も、漂流物があるんで船も入ってこれないというような状況もあります。この辺は、能登半島のやつがまた一つの大きい参考になると思います。

ただ、やはりこれが1週間分とかって言われて、じゃあ背負って持って歩ける量になるかっていうことを考えるとやはり無理なので、そういうものを3日間の間に何とか500ミリリットルのペットボトル何本とか、できれば。その間に、私も3日間あれば職員等で何とかまた備蓄品を追加しながら、あとはまた高台に住んでる地域の住民の方の協力も得ながら、こういうものは取り組んでいかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 昼食のため休憩を致します。

再会は13時と致します。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 0時59分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) 午前中の町長の答弁の中で、備品に関しては徐々に予算の中で準備して増やしていただいているということでしたので、徐々にまた増やして、そして更新していただきたいと思っております。引き続きやっていただきたいと思っております。

そんな中で町長の答弁の中で、災害が起きたら、発生した場合、3日、3日は自分で自分のことをという、水とか食料、3日分は町民が各自用意するというので予算、協力したいと、してください。

次ですが、通告で災害時の人的体制、これについてはちょっと飛ばしたいと思っております。冒頭、町長ご答弁さしていただいた中にございましたので、ただ、ちょっと1点だけ、これと併せて一緒に聞こうと思ってた人的な配置ということで、聞こうと思ってたんですが、カムチャツカ半島での大きい地震の時に、室蘭とか苫小牧とかあの辺の大きい市ですけども、庁舎が低い場所にあって、要は災害本部、役場の機能、役所の機能を移設、高台に移設するという作業をやったはやったけども、完了したのが発生の6時間後とか5時間後とか、そういう話もニュースでやっておりました。

これは移設の仕方というのはやったことがなかったから、ちょっといろいろ手間取ったということだったので、松前町ではそしたら、例えば、この場所が川背負ってたり海近かったりということで、大分、例えば津波とか、水害もそんなにこの間雨降って、ここは山で、すぐ山で海ですから、どうせ勾配が高いんであつという間に水が流れて行ってしまふんで、貯まるということはないと思うんですけども、そういった場合にここは使えないと

いった場合には、まあ消防に本部を置くとか、そういうのは聞いたことあるんですが、そういう体制、訓練みたいなのはしたことがあるんでしょうか。この辺ちょっと確認だけさせてください。お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 勇谷議員おっしゃるとおり、一応ここは低地になるものですから、津波被害の時を想定致しまして、町役場庁舎が機能しないという、危険だと判断をとった場合には、これは、松前消防署の方に本部を移転するというで決まっております。何年前か前に移転の手続き手順って言うか、一応そういう想定で、段取りでやったこともあります。

ただ、やはり一番は電話とかのこういうものの本数が少ないものですから、それプラス、やはりそういう災害の時には負傷者なり何なりも想定されますので、この電話の使う部分がちょっと難しくなります。ただ、携帯電話が可能な時には職員の非常事態と言うか、そういう連絡網はできあがっておりますので、そちらの方で連絡はまずとれるということになっておりますが、ただ、町民の方からの直接の連絡がとれるかどうかというところが、やはり一つの今の、私は課題の一つだと思っております。

やはり、こういう場合には、やはり携帯電話も考えていかなきゃなんないのかなあというふうに思っております。今場合によっては、それぞれの大手携帯会社の方では、衛星等を通じて、地上にあるそういうものを使わずに電波って言うか、通信ができるというものを取り扱ってるところもあるようでございますので、様々なそういう、以前にブラックアウトの時に、中継局本体の電源が保たないということで携帯電話使えなくなったという事態もありましたので、様々なことを想定した中であって、どういうものがあるのか、そういうものもしっかりと構築していかなければならないということは、担当者共々私どもも日頃から話をしているところでございます。一応、そういう形で。

○議長(伊藤幸司君) 2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) はい、わかりました。そうですね、衛星電話とかあるので、それは体制整えた方がいいのだと思います。これは早いうちに、いろいろ使いようがあると思うので、災害のみならずいろいろあると思いますので、準備していただけるのであればしていただきたいと思います。

最後のところですが、まとめのような形になるんですが、以上のような避難路だったりとか避難所、例えば備品、備蓄品、あと人的なこういう配置。そういうようなものを総合して、町で年に1度防災訓練をしているということですが、そういう防災、年次総点検、訓練として、もっと細かい、先ほど私午前中にも言いましたが、冒頭言いましたが、式次第があって、消防車も来ていて、ご挨拶があってって言う、そういうことも大事ですが、もっと細かな、何か訓練もできれば、例えば本部の同時に本部の移設をちょっとやってみるとか、そういうちょっと踏み込んだ形の年次訓練を行って、備品の確認して、そういう点検を年に1度、2年に1度でも3年に1度でもいいですが、定期的に大がかりに整備するという体制をつくってはどうか。そういう、要するに条例とまでは言いませんが、そういう形にして防災は整備していきますということを強く望みます。町長、この辺どうお考えでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 全くもって勇谷議員のおっしゃるとおりでございます。ただ紙に書いてるだけではなく、それをやはり行動に移してですね、実際想定した中でどういう、やはり足りない部分があるのか、そういうものをきちんと想定して見直しをかけていくこ

とは、本当に大事なことだと思っております。

実は先般の、先ほどのお話にあったカムチャツカの方の津波のやつで、うちの副町長が自ら、狙ったわけではないんですけれども、札幌移動する途中でございまして、JRが森の駅で停まって、そこで一晩泊まらなきゃならなかったということで、翌朝帰ってきました、翌朝じゃない、翌日昼過ぎに帰ってきました、その後、翌々日には避難所での体験談を、きっちりと全職員が見れるようにお知らせいただきました。

やはり想定してるものと、また、時期的なものもありました。暑い時期で、やはりそういうところに不足なもの、今回いろいろとエアコン等も整備しましたが、やはり実体験としての言葉は非常に重みがあります。

やっぱりそういったことで、いろいろと、やはり紙ベースだけではなくて、知らしめるものはきちんと紙ベースでも知らしめますけれども、それが実態としてどうなるのかっていうことも検証しながら進めていきたいと。

町民の、住民の方が安心できる、そういう説得力のある言葉になるように、私どもも取り組んで行ければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 2番勇谷君。

○2番(勇谷鷹宇君) 副町長がそういう経験をされたと、かなり貴重な経験だと思います。私も阪神の大震災とか東日本の震災とかの後に現地に入っていろいろ調査とかしたので、惨状は見てるんですが、実際に現場に行きましたけども、正にその状態、体験してる、避難所で行ってという、一夜を明かしたという経験は私はないので、それはかなり貴重だと。それをフィードバックしていただければいいのかなあって思います。

では、最後にこの防災に関しては、防災に限ったことではないと思いますが、当町含め自治体で防災やら、避難訓練やらとなりますと、町内会との調整、これが難しいのかなあと思います。結局最後は町内会とか町とかっていうことなく、自助、自分のことは自分で考えて行動するといったことに行き着くんだらうなと思っておりますが、町はできる限りの防災、災害対策、減災のための努力をお願いして、質問は終わりたいと思います。以上でございます、ありがとうございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で通告のあった一般質問を終わります。

◎議案第54号 教育委員会委員の任命について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第54号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今議題となりました、議案第54号、教育委員会委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

教育委員会委員濱村明美氏は、令和7年10月5日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

濱村氏の委員歴については、平成25年10月6日から委員をお願いし、現在3期目でございます。

以上が、議案第54号でございます。何卒議員の皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第54号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第54号は提案に同意することに決定致しました。

◎議案第67号 松前町表彰条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第67号、松前町表彰条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(斉藤明君) ただ今議題となりました、議案第67号、松前町表彰条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をご覧ください。下段の説明欄です。ふるさと松前応援寄附及び松前町企業版ふるさと納税については、それぞれの制度において税法上の寄附金向上等の優遇措置を受けることができることから、松前町表彰条例に定める善行表彰の対象から除外するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正案の内容であります。改正案下線部分のとおり、ふるさと松前応援寄附条例及び松前町企業版ふるさと納税実施要項の規定により、寄附したものは除くという文言を加えようとするものであります。

次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第67号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) この善行表彰の項目何回も読んでみました。それで、いいのか悪いのかっていう価値判断と、この企業版のふるさと納税であれば税の対象にはなる、いろんな意味で優遇されるけれども、町としてのその判断がいいのかどうかっていうのが、まだクエッションなんです。まあ、良くてこういうふう提案したんだろうと思うんですけども、はっきり言って。

それで、隣町で例の5千万ほど、あれはどの方法なのかきちっと把握してませんけれども、この考え方に至った、松前町がこういうふうに至った考え方をもう一回だけ答弁してくれる。このふるさと納税応援寄附金から除いたっていう考え方を、そこをちょっと答弁してくれる。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(斉藤明君) 除いたことについてなんですけども、やはり、かなりの優遇措置

がございますので、例えば100万寄附しても、結構な額で優遇されるっていうことでもありますので、片や例えば優遇されないところと比較した時には、全然これは違うものになりますので、こういう優遇された場合は、表彰条例のからは除外しようとしたところでもあります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 答弁している内容は理解してるんですけども、そうずっと今まで企業版ふるさと納税していた方達の企業に対しては、この善行表彰は規定は、除いていたというふうに捉えていいんですね。そして、これから条例できちっと、きちっと条例で除くというふうに明記したもんですからね。改めて、きちっと確認行為でこれからは進めるというふうなことでいいんでしょうか。答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(斉藤明君) 企業版ふるさと納税とか優遇措置された方には、こちらの方で、表彰条例はないんですけども感謝状を渡しております。それも相手の意向を聞いてから、渡してるところもあるというところがございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) わかってきました。そうずっとふるさと納税版であっても、感謝状を相手の必要か必要でないかというのを判断して、この感謝状一つについても適応したと、適応したと捉えていいんですね。これからもそういうことは間違いないですね。はい、わかりました。

○議長(伊藤幸司君) 答弁はいいですか。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第67号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

-
- ◎議案第55号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第56号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第57号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第58号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第59号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第60号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第61号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第62号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第63号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第64号 松前町表彰条例による表彰について
 - ◎議案第65号 松前町表彰条例による表彰について

◎議案第66号 松前町表彰条例による表彰について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第55号、松前町表彰条例による表彰について、日程第9、議案第56号、松前町表彰条例による表彰について、日程第10、議案第57号、松前町表彰条例による表彰について、日程第11、議案第58号、松前町表彰条例による表彰について、日程第12、議案第59号、松前町表彰条例による表彰について、日程第13、議案第60号、松前町表彰条例による表彰について、日程第14、議案第61号、松前町表彰条例による表彰について、日程第15、議案第62号、松前町表彰条例による表彰について、日程第16、議案第63号、松前町表彰条例による表彰について、日程第17、議案第64号、松前町表彰条例による表彰について、日程第18、議案第65号、松前町表彰条例による表彰について、日程第19、議案第66号、松前町表彰条例による表彰について、以上12件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今一括議題となりました、議案第55号から第66号までの松前町表彰条例による表彰につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回提案する方々につきましては、松前町表彰条例の規定に基づきまして表彰致そうとするものでございます。

議案第55号は、石山英雄氏でございます。石山英雄氏につきましては、永年にわたり町長として地方自治の振興発展にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第56号は、木村幸子氏でございます。木村幸子氏につきましては、永年にわたり納税貯蓄組合長として納税思想の高揚にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第57号は、須藤眞由美氏でございます。須藤眞由美氏につきましては、永年にわたり納税貯蓄組合長として納税思想の高揚にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第58号は、須藤幸子氏でございます。須藤幸子氏につきましては、永年にわたり納税貯蓄組合長として納税思想の高揚にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第59号は、藤井順子氏でございます。藤井順子氏につきましては、永年にわたり納税貯蓄組合長として納税思想の高揚にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第60号は、兼平江利子氏でございます。兼平江利子氏につきましては、永年にわたり民生委員、児童委員として、社会福祉の増進にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第61号は、長瀬弘雄氏でございます。長瀬弘雄氏につきましては、永年にわたり民生委員、児童委員として、社会福祉の増進にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第62号は、齋藤協氏でございます。齋藤協氏につきましては、永年にわたり保護司として、社会福祉の増進にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第63号は、大西仁氏でございます。大西仁氏につきましては、永年にわたり保護司として、社会福祉の増進にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでござい

ます。

議案第64号は、兼平聡氏でございます。兼平聡氏につきましては、永年にわたり消防団員として、火災予防思想の高揚にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第65号は、室田八重子氏でございます。室田八重子氏につきましては、永年にわたり消防団員として、火災予防思想の高揚にご尽力されたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

議案第66号は、善行表彰として、明治安田生命保険相互会社函館支社でございます。明治安田生命保険相互会社函館支社につきましては、町政振興のために多額の寄付をされたご功績により、表彰致そうとするものでございます。

以上、議案第55号から議案第66号までにつきましては功労表彰として個人11名、善行表彰として1団体を、松前町表彰条例に基づき表彰致したく、ご提案を申し上げます。何卒議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、議案第55号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第55号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第56号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第57号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第58号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第59号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第60号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第61号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第62号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第63号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第64号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第65号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号の質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

議案第66号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号 令和7年度松前町一般会計補正予算(第5回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第20、議案第49号、令和7年度松前町一般会計補正予算(第5回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) ただ今議題となりました議案第49号、令和7年度松前町一般会計補正予算(第5回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和7年度松前町の一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3千243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3千13万8千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方債の補正です。既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。15ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目一般管理費で、708万9千円の追加計上です。8節旅費で、35万円の計上です。これは、フランス国ブザンソン市訪問旅費等を当初予算で計上しておりましたが、航空料金等の高騰により不足が生じる見込みであることから、その不足分にかかる費用の計上です。

次に、12節行政情報システム改修業務委託料で、673万9千円の追加計上は、制度改正等に対応するためのシステム改修に係る費用の計上です。

次に、3目財産管理費で、210万5千円の追加計上です。14節旧館浜生活改善センター解体工事請負費で、210万5千円の計上です。これは、当初予算で計上し、解体工事を行っておりましたが、工事中に設計外のアスベストの含有が判明したため、この除去

を行うために不足する費用の計上です。

15ページから16ページ、7節、10節、11節に計上した町表彰条例に基づく表彰にかかる経費合計で、39万1千円の計上です。これは、来る11月7日に予定する町表彰条例に基づく表彰の対象者、功労表彰個人11名、善行表彰1団体にかかる費用の計上です。

16ページです。11節企業版ふるさと納税受入手数料で、220万円の計上です。これは、企業版ふるさと納税の仲介業務を行う事業者を通じ、地方自治体と企業のマッチング支援等を行っていただくもので、企業版ふるさと納税1千万円の寄附を見込み、その寄付額に応じ、事業者を支払う手数料の計上です。

次に、14節街なみ環境整備案内板設置工事請負費で、96万8千円の計上です。これは、歴史を生かした街なみ環境整備事業の一環で、唐津地区の案内板1基の設置に係る費用の計上です。

次に、18節松前町LED照明器具買換等奨励金で、275万円の計上です。これは、当初予算で70世帯分、385万円を計上させていただいたところではありますが、想定を大幅に超える申請があり、予算に不足が生じる見込みであることから、新たに50世帯分を追加させていただくための費用の計上です。

17ページです。3款1項1目社会福祉総務費で、233万9千円の追加計上です。22節償還金利子及び割引料で、233万9千円の計上です。これは、説明欄に記載する補助事業の国庫負担金等の実績精算による超過交付分の返還金の計上です。

次に、2目社会福祉施設費で、98万円の追加計上です。10節生活改善センター管理修繕料で、98万円の計上です。これは、札前生活改善センターの研修室入口の床等が腐食により沈下していることが判明したため、その修繕に係る費用の計上です。

次に、3目老人福祉費で、1千591万1千円の減額計上です。18節北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金で、1千619万2千円の減額計上です。これは、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の令和6年度実績精算分を令和7年度負担金で相殺することとなっており、令和7年度は令和6年度の実績精算で余剰が出たことによる減額計上です。

次に、物価高騰等対策松前町介護施設等物価高騰支援金で、4万8千円の計上です。これは、令和7年第4回臨時会、令和7年度松前町一般会計補正予算(第3回)で議決いただいたところではありますが、予算計上した定員数が過少であったため、予算に不足が生じる見込みであることから、その費用の計上です。

次に、22節償還金利子及び割引料で、23万3千円の計上です。これは、説明欄に記載する補助事業の国庫負担金等の実績精算による超過交付分の返還金の計上です。

18ページです。2項1目児童福祉総務費で、11万4千円の追加計上です。22節償還金利子及び割引料で、11万4千円の計上です。これは、説明欄に記載する各種補助事業の国庫負担金等の実績精算による超過交付分の返還金の計上です。

19ページです。4款1項4目環境衛生費で、609万7千円の追加計上です。18節空家等除却支援補助金で、609万7千円の計上です。これは、当初予算で15件、緊急保全処置分3件の合計18件分を予算計上したところですが、4月から7月末までに27件、1千569万7千円の申請希望があったことと、年度末までに緊急保全処置予備分2件分、120万円が見込まれるため、この不足分に係る費用の計上です。

20ページです。2項1目清掃総務費で、148万1千円の追加計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(衛生部門)で、148万1千円の計上です。これは、渡島西部広

域事務組合の補正にかかる松前町負担金分の補正で、令和7年度の各町按分率の確定による計上です。

21ページです。5款1項1目労働諸費で、30万円の追加計上です。7節就職支援ネットワーク講師謝礼で、30万円の計上です。これは、今年度人口急減地域における担い手をテーマに地域セミナーを行うことから、その講師謝礼の計上です。

22ページです。6款1項3目畜産業費で、1千186千9千円の追加計上です。10節牧場管理修繕料で71万5千円の計上です。これは、乾牧草梱包に使用しているラッピングマシンの部品等が経年劣化により消耗したことから、取替等に係る修繕費用と、町営牧場内大澗の道路維持補修に係る修繕料の計上です。

次に、肉牛改良センター管理飼料費で、1千115万4千円の計上です。これは、6月中旬から7月中旬までの天候不良により、乾牧草の品質と生産量が低下したことにより、肉牛改良センターで飼育している繁殖素牛等に与える乾牧草が不足するため、その不足する乾牧草を購入するための費用の計上です。

23ページです。3項1目水産業振興費で、1千190万1千円の追加計上です。18節水産基盤整備事業負担金(漁港分)で、1千190万1千円の計上です。これは、北海道が行う水産物供給基盤機能保全事業の当町負担金の計上です。なお、参考資料として、37ページに水産基盤整備事業(漁港分)の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

24ページです。8款2項1目道路橋りょう維持費で、5千900万円の追加計上です。12節町道路除排雪委託料で、5千900万円の計上です。これは、冬期間の生活道路確保のための除排雪に伴う委託料の計上です。なお、当該委託料は、当初予算の100万円と合わせ、補正後予算額を6千万円にするものです。

25ページです。3項2目河川改良費で、1千12万円の追加計上です。14節河川改良工事請負費で、1千12万円の計上です。これは、清部地区地蔵川改良工事に係る費用の計上です。なお、参考資料として38ページに河川改良事業の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

26ページです。4項1目港湾管理費で、297万円の追加計上です。14節松前港航路浚渫工事請負費で、297万円の計上です。これは、松前港航路の浚渫工事を行うための費用の計上です。なお、参考資料として、39ページに松前港航路浚渫工事の概要を掲載しておりますので、ご参照願います。

27ページです。9款1項1目渡島西部広域事務組合費で、90万1千円の追加計上です。18節渡島西部広域事務組合負担金(消防部門)で、90万1千円の計上です。これは、渡島西部広域事務組合の補正にかかる松前町負担金の補正分の計上です。

28ページです。10款4項4目社会教育施設管理費で、66万円の追加計上です。11節交流の里づくり館管理手数料で、17万6千円の計上です。これは、交流の里づくり館の利用者が想定より増加したことにより、洗濯手数料に不足を生じる見込みであることから、その不足分に係る費用の計上です。

次に、17節町民センター管理備品購入費で、48万4千円の計上です。これは、教育委員会事務局体制の変更に伴う教育委員会事務室の配置換えにより、新たに1台暖房器具が必要となったことから、その購入に係る費用の計上です。

29ページです。13款1項1目職員給与費で、2千410万6千円の追加計上です。4節共済費退職手当組合負担金で、2千410万6千円の計上です。これは、令和6年度分精算による追加負担金の計上です。また、附表として、給与費明細書を30ページから35ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上が歳出です。次に歳入です。8ページをご覧ください。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、7千37万6千円の追加計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上です。

9ページです。14款2項1目総務費国庫補助金から2目民生費国庫補助金の合計で、605万1千円の追加計上です。これは、いずれも歳出で計上しております説明欄の各種事業費に対する国庫補助金の計上です。

10ページです。17款1項2目1節企業版ふるさと納税で、1千万円の追加計上です。これは、歳出でも説明させていただきました企業版ふるさと納税の仲介業務を行う事業者を通じ、地方自治体と企業のマッチング支援等を行っていただくことにより、1千万円の寄附を見込むことによる計上です。

11ページです。18款1項2目1節介護保険特別会計繰入金で1千151万円の追加計上及び3目1節後期高齢者医療特別会計繰入金で35万3千円の追加計上です。これは、いずれも当該会計の令和6年度決算が確定したことによる精算分の計上です。

12ページです。20款5項5目1節雑入で、705万5千円の追加計上です。この内訳は、北海道市町村備考資金組合納付金支消還付金は、歳出で計上している旧館浜生活改善センター解体工事請負費の財源としての計上、北海道市町村振興協会助成金合計60万円は、事業採択されたことによる計上、道南ドクターヘリ運行経費負担金、前年度決算剰余還付金及び渡島西部広域事務組合前年度決算剰余還付金は、一部事務組合等の前年度決算剰余金の還付金の計上です。

次に、6目1節国庫支出金過年度収入で283万3千円の追加計上です。これは、令和6年度決算が確定したことによる各種事業、国庫負担金等の精算収入の計上です。

13ページです。2節道支出金過年度収入で、65万2千円の追加計上です。これは、令和6年度決算が確定したことによる各種事業、道負担金等の精算収入の計上です。

14ページです。21款1項4目農林水産業債から6目土木債の合計で、2千360万円の追加計上です。これは、各目ともに歳出事業に対する起債の計上分です。

以上が歳入です。3ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額69億9千770万8千円に、補正額1億3千243万円を追加し、補正後の額を71億3千13万8千円にするものでございます。

4ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額1億3千243万円を追加し、補正後の額を71億3千13万8千円にするものでございます。

5ページです。第2表地方債補正です。(1)追加の分として1事業を記載のとおり追加し、(2)変更の分として、2事業を記載のとおり限度額を変更するものでございます。

以上で議案第49号、令和7年度松前町一般会計補正予算(第5回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

6番福原君。

○6番(福原英夫君) お聞かせください。1点目、歳入のページ10ページ、17款の総務費の寄附、これは、既に企業版のふるさと納税として入ってるのではなく、これから企業にお願いして順次入って来たもの、入ってくるだろうという予測しての計上っていうふうになるのでしょうか。答弁あとでお願いします。

それと、ページ19ページ、空家の関係です。この空家が年々ボリュームが大きくなってきました。それで、この何年間かのデータ見てみますと、R2の決算が1千100某、

R4が1千355万、今回が合計で1千689万7千円に、補正を含めてね。それで、軒数は先ほど聞きました。

それで、この空家を解体するメリット、デメリットをもう一度精査してもらいたいです。なぜかと言うと、町内でこの頃、企業が空家を賃貸で借りている現象が多く見られます、多く見られます。それで、お便所ですとか台所とか不十分であるにも関わらず、ある程度自分達で整備しながら入ってるのかどうか、そこはわかりません。この大事な一般財源を、そういう形で使うことを考えたことないのか。

それで、先ほど言ったようにデメリット、メリット、これからも続けていくということであるんだと思います。それで、この空家の解体事業ですけども、緊急性のある建物なのか、緊急性がなくて松前から離れてる人達が、どうしても管理ができないから解体したいというふうな、この二つが大きいかなと。活用したいというふうな考えた方はいかがでございましょう、この空家っていうのを短所、長所、これを答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) まず1点目、企業版ふるさと納税についてのご質問でございます。まず、当町の企業版ふるさと納税につきましては、当町の公式ホームページに企業版ふるさと納税を受けるための地域再生計画を載せてございまして、令和4年、5年、6年の3ヶ年で1千100万円程度の企業版ふるさと納税をしていただいているところであります。年平均300万くらいの寄附金をいただいているところでございます。

ただ、現状の企業版ふるさと納税は、当町のホームページで発信しているだけで、今後とも貴重な財源となりますので、今後の方策を考えていたところ、株式会社ジチタイアド様という会社からご提案をいただきまして、これは全国でかなり実績のある会社でございまして、ジチタイアド様が設けるホームページに当町の再生計画等を掲載していただいで、自治体と企業のマッチングを行っていただくというものでございまして、今までは受け身で待っていたんですけども、これからはそういうホームページに掲載して、当町の再生計画、企業版ふるさと納税を受けるための再生計画を広く周知して、企業版ふるさと納税の新たな開拓をしていきたいということで、過去3年間の実績が1千100万なんですけども、当町としては希望も込めまして、1千万収入目指して頑張っていきたいということで、1千万計上させていただいたところであります。

なお、これは寄附金があった場合に、その手数料として20%をジチタイアド様側に支払うということで、合わせて歳出を計上しておりますけども、過去3ヶ月の寄附を見ますと、やはり同じところから少ない額なものですから、新たに数を増やして積極的にPRしていきたいということで、計上させていただいております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、副町長。

○副町長(尾坂一範君) 福原議員の空家の関係、担当課長、今日ちょっと休んでるもんですから、私の方から答弁させていただきたいと思えます。

まず、空家を解体するメリットなんですけども、これから台風の時期だとかにまいります、危険な空家と言われるところについては、隣近所にそういう飛散したり、いろいろなご迷惑をかけるというふうなこと。更には、侵入がしやすくなって、防犯上よくないというふうな形で、空家の解体を進めていっていると、それがメリットでないかと。

デメリットと致しましては、福原議員がおっしゃってたとおり、町外に転出してしまった、その方でもやっぱりまだまだ住めるような住宅も確かにあります。そのような方には私どもと民間の企業で協定を結んでおります、そういう情報提供をしながら、利活用できるものについては、利活用しながらというふうな形では進んでるんですが、なかなか進

まないのも現状であります。まだまだ使えるところが解体してるっていうふうな形になると、もったいないというふうなことにもなるんで、デメリットかなあというふうな形にも考えております。

いずれにしても、これから長い目で見た段階では、今現在がある程度丈夫な空家だとしても、数年後、数十年後は何て言うんですが、危険空家になる可能性もありますので、基本的に所有者から申請があった場合については、いろいろ利活用も考えながら、解体も含めて進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 1点目、企業にお願いしたから、お願いするから、俗に言う、悪い言葉で言うと他力本願でないかなということです。自分達で積極的に行動して企業版ふるさと納税をお願いしたのか。松前町にこれだけ企業が入ってきて、それと今回もLEDであり、いろんな企業が連合体で入って来てます。お願いしたのかってことです。私達の自治体の大事なお金、何も返ってこないでただ出す、そういうふうな懸念を私は持つんです。他力本願でなく、来てる企業にトントンと戸を叩いたのか。これを答弁願います。

それと20%の手数料、多いか少ないかっていったら多いです。20%ですよ、1千万で200万でないですか、単純に、1億で2千万ですよ。入るか入らないかわからないんです。もう少し十分スタッフで検討してくださいよ。大事な果実です。積極的に行動することによって入ってくるかもしれません、こないからかもしれません。もう一度答弁願います。

それと二つ目、副町長答弁していただいたことはわかりますよ、普通です。なぜ普通かというと、松前町で一番問題になっているのは、空家の骨になってる状況の解体を町内会連合会でお願いしてるんです。それはできないよと、地権者の合意がないからできないよってことですよ。でも、大沢はやっていただきました。すごく感謝していました、荒谷の方々は。

ですから、空家の軒数がどれだけあるかっていうのを、データとして教えてください。それで空家を解体することによって、その町並みが歯抜けになっていくんですよ、町が寂しくならないですか。

ですから、この空家の除去っていうのは、最初は私もいいなと思いました。しかし、これだけ長く続けると、今の月島であり、いろんな町内、走って歩いてみても、どうですか、寂しいでしょう。町が寂しくなるっていうことですよ。答弁願います。あと1回よりないですから。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) 企業版ふるさと納税の確保についてでございます。議員おっしゃいますように、これから洋上風力等で様々な業者が松前に入ってくることも考えられます。当町と致しましては、今年度新たな再生計画をつくってホームページに載せて、このような事業があるということをPRしてますので、今後関係する業者にはPRしていきたいというふうに考えてございます。

なお、先ほど私の方の答弁の言葉不足でございましたが、20%の手数料でございますが、これは完全成功報酬型でございまして、このマッチング支援を行う事業者が、実際に企業側が自治体に寄附を行った場合に、寄附金をいただいた場合に発生するもので、寄附金が発生、いただけない場合は手数料払わないという完全成功報酬型で、自治体の数では、大体350自治体ぐらいがここを利用していると。

今まで寄附の成約が3千件ほどであると、寄附額が13億円程度見込まれる会社というこ

とで、うちの方は協定を結ばせていただきました。

なお、同じような内容で、先般北洋銀行さんの方からも、全く同様の仕組みで、同じ取組をしているんだということで、今後北洋銀行さんともこの話を、ちょっと中身を聞きつつ詰めていきたいと考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時59分)

(再開 午後 2時15分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

副町長。

○副町長(尾坂一範君) 福原議員の質問に答弁させていただきます。まず、空家の軒数なんですけど、住宅等で空家になっているのが、約500軒あります。これからの利活用、ある程度使えるような住宅の利活用についての質問ということでよろしいですね。

まず、町の方に空家の補助金の、まず申請前に、当然相談だとかに来ます。その相談の際に町でやっている空家バンクの説明、リフォームしながら貸し出しだとか、そういうのも含めた相談。更には町の方と民間企業と協定結んでるんですけど、買い取りだとかも含めた形の業者がいますんで、その辺の、相談はできないんですけども、そういう業者もありますよというふうな形でお話しているというふうな形で、当然今すぐにもでも壊さなければならぬのは別としまして、利活用できそうなものについては、町としてもそのような体制をとっております。

当然、これから白神の防災道路だとか、洋上風力だとか進んで行くにつれて、工事に入る人方の宿舎だとかも足りなくなるんで、そのような形でも考えながら進めていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 6番福原君。

○6番(福原英夫君) 副町長の利活用を図りたいと。それで利活用を図るにも基盤づくり、体制づくりをきちっとしてないと、言葉だけで相手には伝わらないし、準備もできないんですよ。

それで、松前町はいろんなところにいろんなことをお願いするけれども、自ら、自ら動いて、そして開拓する、キャッチングする、納得させる、そういうことが、ちょっと不得手だと思った。

それで、利活用するためには、どっかから一般財源であり、補助金持ってこなければならぬ。それで、この一般財源を今回も1千600万某が使われていると思う、補助金が入ってるのかどうかも、これではわからないけれども、ただ、その大きいお金を、お便所であり、お風呂であり、台所であり、床であり、そうすつと解体してしまうとそれで活用する資源が消滅してしまうんですよ。それで、いろいろアドバイスさっき受けてたんですけども、短期間であろうと長期間であろうとそういうものがね、利用できるように。

それでこの間、函館市の大泉市長さんと羽鳥さんの番組の玉川さんが会いに来てたんですけど、テレビに出てました、わかんない、それで、今日本で一番涼しくてエアコン使っていないのが千葉県の房総だって言っていました。しかし、玉川さんがそれに反論して、函館市が一番涼しいよと、僕もデータ出して見てて、松前の方もっと涼しいなと思ってる。それで、そのような温暖を避ける人達が2ヶ月、3ヶ月その町に暮らす、賃貸で借りて、そしてまた戻って行く。そういう流れが今全国で動いてる。

それで、今度一度羽鳥さんの番組見てみてください、びっくりしました。大泉市長が直接会って、そしてお話しました。それで、利活用考えるのであれば根本的に考え方を変えないと、上手く進まないよ。

それでもう一つ、先ほど空家対策とそれと、五十嵐課長の方にした中で、やはり松前町としてはここを拠点にしてやったらいいんでないかという、ずっと考えていたことがあります。たまたま課長もそういうことちらっと言ったもんですから、まあ、質問するだけ質問さしてください。

それで何かと言うと、こういうことがありました、JOBステーションが松前町であります、JOBステーション。僕はここの役割は、将来的に大きい役割を持つてくると思ってました、JOBステーションが。ここに今、五十嵐課長の方ではもう事務量がなくて、やはり厳しいと思ってたの、ずっと。それで、ふるさと納税であり、空家対策であり、むしろそれとハローワークステーションであり、私、ふるさと納税、協力隊が3名ほど入ってますよね。

○議長(伊藤幸司君) 福原議員、簡潔に。

○6番(福原英夫君) JOBステーションに1人おります、それでこの活用しながら協力隊の方々を集中投資して、松前町の打って出る方向性を考えてみたらいいんでないかなということを考えてました。これ、大分、JOBステーションができてからずっと考えてました。最高の場所です、スタッフもいいです。答弁どなたでしょう、お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) まず、空家の活用でございます。空家の活用でございます。まずこれは前々から町の広報、また、いろんなところでですね、空家バンクのお話はしてます。これも年に一度は周知しております。そして、そういう活動とともに、先ほど申し上げました空家を活用したいという、そういう企業がいらっしゃるしまして、協定を結んでそういうところと力を合わせて進めております。

ですから、実際そういう情報は各課、町民課、政策財政課、そしてまたそういう企業さんとも連絡を密にして、現実的に、やはり実績も出ております。壊したいときたところでそういう話をしたら、そこがそういう企業さんの方で買い取ってくれたというお話もございます。ですから、これはもう実際に動いてございますので、これはもう大きな枠で成果が出てきているというふうに考えております。

私どももいろんな方々にそういう、先ほど副町長の答弁がありましたように、大型の事業が控えてるので、これが順調にいくと住むところ必要になるよということで、民間の方々ももっと民宿とか、いろいろなところに、やはり購入して宿泊施設にするんじゃないかなあとは思ってるんですけど、詳しい話はしませんけど、そういう動きが出ているのも確かでございます。

そして、函館市は涼しいと、松前町はもっと涼しいと。それはもう何年も前から釧路市がやっつてることでありまして、夏場の夕焼けと涼しいということで、ここはやっておりますし、私どももそう思っております。ただ、今日みたいにですね、ここ1、2年はとんでもない暑さもくるんで、避暑にならないという話も出てるんですけど。

そしてまた、賃貸のお話もありました。当町の空家の現状としますと、水回りがもう、都市部から来た人が、そのまま耐えて使える状態ではないと。まず、ユニットバスが入っていないとか、水回りが悪い。ここを改修するだけで4、500万はかかると思います。そういった中で2ヶ月3ヶ月の賃貸でいくらもらえるのか。

そういう状況も踏まえて、これは私どももいろいろ大工さんともお話してますし、自分

だったらやるかと。買い取ってくれば、それはそれでいいんですけど、ですから、確かに今そのまま入れるところであると、そのままいけるかもしれませんが、なにがしかの補修をしなければならぬところになりますと、それが数ヶ月単位でそれで使えるかと。ここはもう大工さんの副議長もいらっしゃいますんで、よく理解していただけると思うんですけど、そういうものも含めて所有者と互いに情報を交換しながら、そのままできるものはそのままでするようにということで。

私どものものを使ってと言っても、個人の財産にそんなにたくさんお金を出すわけにもいきませんので、その辺のところは理解していただきたいと思います。

また、福原議員おっしゃったように、本当に骨組みだけになって、今にも倒れそうな、そういう問題のある危険家屋もあります。そういうところを今後発生させないために、今から取り組んでいるのがこの事業でございます。

ただ、毎年毎年こういう、際限なく使っていいのかっていう問題もありますので、どこかでやはり上限も決めていながらやっていければなあと思っております。現在のところ、今までで7年、今年入れて8年か、8年目になります。やはり10年目までには今後の方向性もしっかりと見極めながらやっていきたいと思っております。

それで、先ほど町の方で古い家屋を壊してくれて、感謝してましたよっていうお話ありましたけれど、私どもの方では壊しておりませんので、町内会の方で壊す段取りをして、それのお手伝いは職員とかしたことがありますけれど、そういう形で、町で直接壊してるものはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 質問ではないんですけど、空家のところで、協定結んで、私少し進んでるのかなあと思ったんですけども、そうでないということ今わかったんですけども、企業さんとどういうところ協定してるのだとか、少しそういう資料あるようでしたら、今いないので、後で教えてください、その点は。

質問してよろしいですか。8款4項1目、26ページです。漢字も読めなかったんですけど、浚渫工事っていうものがあるんですけども、これ具体的に、こっちの決算の方でもあって、砂とかそういう掘る工事なのかなあって感じ思うんですけども、これ定期的に必要なものなのか、1回やればそれで済むのかっていうところを教えてくださいのと、昨年度松前港白地浚渫工事請負費っていうので、4千398万9千円の予算ついてやってるんだと思うんですけども、今回のこれは松前港航路、航路と書いてあります。これ、場所的に見ると同じ場所なのかなあと思うんですけども、なぜこれ一緒にやらなかったのかっていうのを教えてください。白地っていうのは港湾なんですかねえ、だと思わうんですけども、何かこれ違うのか、ちょっとこう、ご説明しっかりしていただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 最初に、浚渫について、産業振興課長。

○産業振興課長(熊谷直実君) ただ今の松前港浚渫工事の関係です。松前港航路浚渫工事の関係でございます。参考資料の39ページの図面の箇所について、今回、この場所に岩礁があることがわかりまして、さくら漁協の所属する大型船、組合員の方から船底に接触する部分があるという連絡がありまして、町と致しまして調査、確認をしました。

そしたら、松前港の港湾の管理上、計画、浸水であります5.5メートルを確保できていない状況があるという部分があることから、今回この岩礁、白洲工事を実施するものであります。

昨年度の浚渫工事は、港湾の中の方を浚渫工事したものでありまして、別の箇所ということになります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、政策財政課長。

○政策財政課長(五十嵐愛之君) 空家の質問についてでございます。町としましては空家バンク、町で空家バンクっていう制度ございまして、ホームページに募集して空家を貸したい方を載せて、所有者と借り手側のマッチングを今しているところでございますけれども、現在希望がない状況で進んできたところでありまして、株式会社アルバリンク様という会社から仲介業務を行うということで、そこと3月に協定させていただきました。

それに関しては、町としましては、アルバリンクさんと個人の所有者とのマッチングを行うものでありまして、固定資産税の、今年度におきましては固定資産税の納税通知書にその資料を入れさせていただきました。

売りたい、ほとんど当町の場合は売りたい、貸したいんだけど建物も古くて、貸すにはっていうことで、売りたいっていう話がほとんどでありまして、売りたい方はアルバリンクさんと直接交渉しまして、私ども今おさえているのは数件、数件の問い合わせがあったと。1件、そこで売買の成約がされたという報告は受けております。

今後もアルバリンクさんとの協定は、費用のかかるものではございませんし、個人とアルバリンクさんの会社とのやりとりになりますので、売りたいという方は、そういう選択肢もあると。貸したいという方は町の空家バンクに登録して、空家バンクに登録した場合も、町は不動産仲介業が行うことができないものですから、そこは個人と借り手との協議になるという今方向でやってございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) すみません、空家の件ありがとうございます。空家の件はそれで、ありがとうございます。

松前港の浚渫の工事の件なんですけど、先ほど港湾という、昨年度のは港湾ということ、あまり詳しくないんですけども、要は港湾というところは町の管理ですよ。今回は港湾ではないけどやるっていうこと、ちょっと場所がこれ、どういうあれなのかちょっとわかんないんですけども、管理のあれはここは町なんですかね。町のあれだから要望があったから削るっていうか、工事をするっていうことなんでしょうか、これ、教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 産業振興課長。

○産業振興課長(熊谷直実君) 今回の工事する箇所でございますけれども、松前港の港内の航路の箇所でありますので、管理してるのは町ということになります。ですんで、町の方で予算計上させていただいて、しっかりその部分、浚渫工事をするという形になります。

○議長(伊藤幸司君) 1番齋木君。

○1番(齋木良太君) 全然海のことわからないんですけども、先ほどの答弁だと、ある1隻の船があるので、何かしらの町民に還元される部分とかがあるから、これはやんなきゃいけないっていうための工事だということでもいいんですかね、それだけ確認させてください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(若佐智弘君) 実は、前年やりましたのは松前港の港内の部分でございまして、今度は外に出て行く部分のところに、ちょっと接触する部分があると。一応、大丈夫だとは思っていたんですけど、それまでは通れたと。ところが、船の場合は潮の満ち引き、船の積載状況等も鑑みて、いっつもぶつかるわけじゃないんですけど、擦ることがあると。船底

に穴が空くとそれはもう大修理になって操業期間使えなくなりますので、そういうところがあるのであれば、すぐにはできないので、気をつけて通ってくださいと。少しでも安心して通れるように、やはりぶつかる部分はなくしていかなきゃならないと。

それで去年やった部分に関しては、港内の部分に関しては、出入口じゃなくて、その部分に関しては全くもって問題なく使えてるんですけど、前回の工事が変だったっていう話ではなくて、新たにぶつかる場所が見つかったということで。

最初、そこも大丈夫だろうと踏んでたんですけど、やはりちょっとぶつかるということなんで、それを安心して使えるように、今回またちょっと追加させていただいたということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第49号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号 令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第21、議案第50号、令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課課長補佐。

○町民課課長補佐(吉田絹子君) ただ今議題となりました議案第50号、令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、その内容をご説明致します。

令和7年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9千707万4千円とするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細によりご説明させていただきます。8ページをお開きください。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費で、14万1千円の追加計上です。3節会計年度任用職員の時間外手当で、14万1千円の計上で、業務量の増加によるものでございます。

9ページです。4款1項1目保健衛生普及費で、20万円の追加計上です。12節特定健康受診率向上支援等共同事業委託料で、20万円の計上です。これは、事業対象者に対して行う保健指導などを外注するなど、委託契約の内容を変更するためのものでござい

す。

次に10ページです。7款1項2目保険給付費等交付金償還金で27万6千円、3目特定健康診査等負担金償還金で45万7千円の追加計上で、それぞれ右側説明欄に記載のとおり、令和6年度の交付金及び負担金の精算による北海道への返還金です。

以上が、歳出です。次に、歳入です。6ページにお戻り願います。

2. 歳入です。3款1項1目保険給付費等交付金で、250万1千円の減額計上です。2節保険給付費等交付金特別交付金で、250万1千円の減額計上は財源更正となります。

7ページです。7款1項1目繰越金で、357万5千円の追加計上です。1節前年度繰越金で、357万5千円の計上です。これは、令和6年度会計決算における剰余金を全額前年度繰越金として計上するものです。

以上が歳入です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、事業勘定の歳入です。歳入合計、補正前の額9億9千600万円に、補正額107万4千円を追加し、補正後の額を9億9千707万4千円にするものです。

3ページです。歳出です。歳出につきましても歳入同様、補正前の額に補正額107万4千円を追加し、補正後の額を9億9千707万4千円にするものです。

以上が議案第50号、令和7年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第50号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号 令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第22、議案第51号、令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(松村陽子君) ただ今議題となりました議案第51号、令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

令和7年度松前町の介護保険特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。第1項は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千833万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9千547万9千円に、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千204万

5千円にしようとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。今回の補正につきましては、令和6年度の決算額が確定したことによる、交付を受けました国、支払基金、道からの負担金、交付金の精算及び一般会計からの繰入金の精算、決算剰余金の繰越処理などの予算を計上しております。

それでは、始めに、保険事業勘定歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。16ページをお開き願います。

3. 歳出です。5款1項1目介護給付費準備基金積立金では、24節積立金で、2千904万6千円の増額計上です。令和6年度の精算に伴う余剰分を令和7年度で積み立てをしようとするものです。

次に、17ページ、7款1項1目償還金では、22節償還金利子及び割引料で、2千830万円の増額計上です。介護給付費に係る支払基金交付金及び国・道支出金精算に伴う償還金として2千581万3千円の増額、地域支援事業（介護予防事業・日常生活支援総合事業）に係る支払基金交付金及び国・道支出金精算に伴う償還金として248万9千円の増額、地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）に係る国・道支出金精算に伴う償還金として2千円の減額です。

次に、18ページ、2項1目一般会計繰入金では、27節繰入金で、1千98万4千円の増額計上です。令和6年度一般会計繰入金の精算に伴う超過負担分を返還するため、一般会計に繰り出しするものです。

以上が保険事業勘定、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。8ページへお戻り願います。

2. 歳入です。2款1項1目介護給付費負担金では、2節過年度分で、精算に伴う追加交付金が発生しないため、1千円の減額計上です。

次に、9ページ、2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、2節過年度分で、精算に伴う追加交付金が発生しないため、それぞれ1千円の減額計上です。

次に、10ページ、3款1項1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、2節過年度分で、精算に伴う追加交付金が発生しないため、それぞれ1千円分の減額計上です。

次に、11ページ、4款1項1目介護給付費負担金では、2節過年度分で、精算に伴う追加交付金が発生しないため、1千円分の減額計上です。

次に、12ページ、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、2節過年度分で、精算に伴う追加交付金が発生しないため、それぞれ1千円分の減額です。

次に、13ページ、6款2項1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金では、財源調整のため、3千円の増額計上です。

次に、14ページです。7款1項1目繰越金は、前年度繰越金、6千833万5千円の増額計上です。令和6年度決算による剰余金、6千836万830円を全額令和7年度へ繰り越しするための予算計上です。

以上が保険事業勘定歳入の事項別明細です。次に、4ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(保険事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正前の額10億2千714万9千円に、今回6千833万円を追加し、補正後の額を10億9千547万9千円にしようとするものです。

次に、5 ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を10億9千547万9千円にしようとするものです。

次に、サービス事業勘定、歳出の事項別明細書です。25 ページをお開き願います。

3. 歳出です。2 款 1 項 1 目一般会計操出金では、27 節操出金で、52万6千円の増額計上です。令和6年度決算による余剰金、52万6千401円を一般会計へ繰り出ししようとするものです。

以上がサービス事業勘定、歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。

24 ページです。2. 歳入、3 款 1 項 1 目繰越金では、1 節繰越金で、52万6千円の増額計上です。令和6年度決算における余剰金52万6千401円を全額令和7年度へ繰り越しするための予算計上です。

以上がサービス事業勘定、歳入の事項別明細です。20 ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(サービス事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正前の額1千151万9千円に、今回52万6千円を追加し、補正後の額を1千204万5千円にしようとするものです。

次に21 ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を1千204万5千円にしようとするものです。

以上が議案第51号、令和7年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第51号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号 令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第23、議案第52号、令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課課長補佐。

○町民課課長補佐(吉田絹子君) ただ今議題となりました議案第52号、令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、その内容をご説明致します。

令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千307万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千708万9千円とするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による

ものです。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細によりご説明させていただきます。8ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費で、5万円の追加計上です。11節通信運搬費で、5万円の計上です。これは、資格確認書の送付に係る郵送料に不足が生じる見込みとなったことによるものです。

9ページです。2項1目徴収費で、4万3千円の追加計上です。11節手数料で、4万3千円の計上です。これは、指定金融機関で保険料を支払う際の取扱手数料で、今後不足が生じる見込みとなったことによるものです。

10ページです。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、1千262万8千円の追加計上です。18節北海道後期高齢者医療広域連合納付金保険料等分で、1千262万8千円の計上です。これは、収入した後期高齢者医療保険料を納付金として広域連合に支払うため、この後歳入で説明する保険料の増額に伴うものです。

11ページです。3款2項1目一般会計繰出金で、35万3千円の追加計上です。27節一般会計繰出金で、35万3千円の計上です。これは、前年度の事務費の精算に伴う一般会計への繰出金の計上です。

以上が歳出です。次に、歳入です。6ページへお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目後期高齢者医療保険料で、1千210万1千円の追加計上です。1節現年度分保険料で、1千210万1千円の計上です。これは、今年度の負荷決定によるものです。

7ページです。3款1項1目繰越金で、97万3千円の追加計上です。1節前年度繰越金で、97万3千円の計上です。これは、令和6年度会計決算における剰余金を全額前年度繰越金として計上するものです。

以上が歳入です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。歳入合計が、補正前の額1億4千401万5千円に、補正額1千307万4千円を追加し、補正後の額を1億5千708万9千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出につきましても歳入同様、補正前の額に補正額1千307万4千円を追加し、補正後の額を1億5千708万9千円にするものでございます。

以上が議案第52号、令和7年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第52号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号 令和7年度松前町病院事業会計補正予算（第2回）

○議長(伊藤幸司君) 日程第24、議案第53号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(鍋島孝明君) ただ今議題となりました議案第53号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第2回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。令和7年度松前町病院事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、業務の予定量でございます。令和7年度松前町病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正致そうとするものです。第4号、主要な建設改良事業は、ベッドサイドモニター他12件、既決予定量784万4千円に、今回機械備品購入費1件を追加し、補正予定量352万円を加え、1千136万4千円に補正致そうとするものです。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

支出でございまして、第1款病院事業費用は、既決予定額15億3千534万5千円に今回260万4千円を追加し、補正後の予定額を15億3千794万9千円に致そうとするものです。その内訳としまして、第1項医業費用既決予定額15億1千595万9千円に今回、260万4千円を追加し、補正後の予定額を15億1千856万3千円に致そうとするものであります。給与費で退職手当組合負担金にかかる分を追加致そうとするものであります。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書き中、不足する額5千66万円を不足する額5千418万円に、過年度分損益勘定留保資金4千966万円を過年度分損益勘定留保資金5千318万円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正致そうとするものです。

2ページをお開き願います。支出でございまして、第1款資本的支出は、既決予定額7千871万円に、今回352万円を追加し、補正後の予定額を8千223万円に致そうとするものです。その内訳としまして、第1項建設改良費既決予定額3千131万6千円に今回352万円を追加し、補正後の予定額を3千483万6千円に致そうとするものであります。固定資産購入費で、機械備品購入費にかかる分を追加致そうとするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。第1号職員給与費、既決予定額9億1千464万3千円に今回260万4千円を追加し、補正後の予定額を9億1千724万7千円に改めようとするものでございます。

予算実施計画他、関係書類につきましては、3ページから7ページに、予算に関する参考資料につきましては、8ページにそれぞれ添付しておりますので、ご参照を願います。

以上が、議案第53号、令和7年度松前町病院事業会計補正予算(第2回)の内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第53号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長(伊藤幸司君) 議事日程協議のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩致します。

(休憩 午後 3時02分)

(再開 午後 3時15分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎議事日程の追加の議決

○議長(伊藤幸司君) 日程追加についてを議題と致します。

この際、議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議事日程第1号の追加のとおり日程に追加し、直ちにこれを議題とすることに決定致しました。

◎認定第1号 令和6年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第5号 令和6年度松前町水道事業会計決算認定について

◎認定第6号 令和6年度松前町病院事業会計決算認定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第25、認定第1号、令和6年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第2号、令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第3号、令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、認定第4号、令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、認定第5号、令和6年度松前町水道事業会計決算認定について、日程第30、認定第6号、令和6年度松前町病院事業会計決算認定について、以上6件を一括議題と致します。

本件の審査にあたっては、特別委員会を設置し、これを付託することに致したいと思っております。従って提出者の説明は、決算の総括事項程度の説明を求めることにしたいので、ご

了承願います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今一括議題となりました認定第1号から認定第6号まで、それぞれ各会計の決算の概要をご説明申し上げます。

各会計につきましては、監査委員の審査に付したところ、別紙、令和6年度松前町各会計決算審査意見書及び令和6年度松前町水道事業会計決算審査意見書並びに令和6年度松前町病院事業会計決算審査意見書のとおり、各会計決算書及び附属調書は、いずれも関係法令並びに会計規定に準拠して作成されており、かつ会計管理者及び関係課等が保管する諸帳簿及び各証書とも照合審査した結果、各係数と符合することが認められた旨の審査意見書が付されております。

以下、各会計の決算概要についてご説明申し上げます。

最初に一般会計ですが、歳入決算額につきましては、収入済額が69億3千141万4千991円、歳出決算額につきましては、支出済額が66億4千658万370円で、歳入歳出差引残額は2億8千483万4千621円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額532万9千円を差し引いた2億7千950万5千621円が実質収支となり、このうち1億3千900万円を翌年度へ繰り越し、残額の1億4千50万5千621円につきましては、財政調整基金に編入しております。歳入の内、町税につきましては、調定額7億1千559万4千12円に対し、収入済額が6億6千620万7千328円で、収入割合は93.1%となっております。町税は、重要な自主財源でありますので、町民各位のご理解とご協力をいただき、財源確保により一層の努力をしております。

続いて歳出です。歳出予算総額67億8千578万3千630円に対しまして、支出済額が66億4千658万370円で、執行割合は97.9%となっております。予算執行にあたり、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力に心から感謝を申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計です。歳入決算額につきましては、収入済額が9億435万9千990円、歳出決算額につきましては、支出済額が9億78万4千421円で、歳入歳出差引残額は357万5千569円となり、全額翌年度へ繰り越ししております。歳入の内、道支出金は、収入済額が6億8千109万7千768円で、歳入決算総額の75.3%となっております。国民健康保険税につきましては、調定額1億5千697万5千255円に対し、収入済額が1億2千608万200円で、収入割合は80.3%となっております。続いて歳出です。歳出の内、保険給付費は、支出済額が6億5千854万950円で、前年度と比較致しますと1億3千997万4千824円、17.5%の減少となっております。引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計です。まず保険事業勘定ですが、歳入決算額につきましては、収入済額が10億9千605万2千600円、歳出決算額につきましては、支出済額が10億2千771万5千230円で、歳入歳出差引残額は6千833万6千830円となり、全額翌年度へ繰り越ししております。歳入の内、保険料は、調定額1億5千574万7千640円に対し、収入済額1億5千173万4千860円で、収入割合は97.4%となったところですが、引き続き高齢者各位のご理解、ご協力をいただきながら一層の努力をしております。続いて歳出です。歳出の内、保険給付費は支出済額が8億9千813万5千500円で、前年度と比較致しますと574万3千210円、0.6%の減少となっております。今後とも介護サービスの適切な利用促進を図ってまいります。

次に、サービス事業勘定ですが、歳入決算額につきましては、収入済額が1千248万2千442円、歳出決算額につきましては、支出済額が1千195万6千410円で、歳入

歳出差引残額は52万6千401円となり、全額翌年度へ繰り越ししております。

次に、後期高齢者医療特別会計です。歳入決算額につきましては、収入済額が1億4千261万37円、歳出決算額につきましては、支出済額が1億4千163万6千157円で、歳入歳出差引残額は97万3千880円となり、全額翌年度へ繰り越ししております。

次に、水道事業会計です。現在1上水道3簡易水道をもって経営しております水道事業は、より安全で安定した水の供給を図るため、施設などの整備を進めるとともに、維持管理に重点を置いた経営に努めているところであります。令和6年度決算につきましては、収益的収支勘定において、収入額は消費税込みで1億8千446万1千127円、支出額は消費税込みで1億5千877万7千614円となり、利益は2千734万6千955円となるのですが、資本的収支勘定等における消費税の支出が737万446円となるため、当年度の純利益は1千831万3千67円となりました。次に、資本的収支勘定につきましては、収入額が消費税込みで1億1千121万5千100円、支出額は消費税込みで1億8千61万7千864円となり、差引6千940万2千364円の不足を生じましたが、この措置につきましては、減債積立金から100万円、過年度分損益勘定留保資金から839万9千361円、当年度分損益勘定留保資金から5千461万40円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額539万2千963円をもって補てんし、決算を終了したところであります。今後とも計画的に施設などの整備を進めるとともに、維持管理に万全を期してまいります。

最後に病院事業会計です。収益的収支勘定において、収入額は消費税込みで13億4千462万3千629円、支出額は消費税込みで14億828万4千863円となり、損失は6千366万1千234円となるのですが、資本的収支勘定における仮払い消費税額2千184万9千836円のうち特定収入に係る消費税相当額が117万5千521円となるため、当年度の純損失は6千483万6千755円となりました。次に、資本的収支勘定につきましては、収入額は消費税込みで2億3千591万3千226円、支出額は消費税込みで2億8千898万9千6円となり、差し引き5千307万5千780円の不足を生じましたが、この措置につきましては、減債積立金から100万円、過年度分損益勘定留保資金から5千207万5千780円をもって補てんし、決算を終了したところであります。今後とも町民の生命と健康を守るために、包括的な医療の供給とサービスの提供を図るとともに、更なる収益の確保と費用の節減を目標に、職員一丸となって病院事業を執行してまいりたいと存じます。

以上、各会計の決算につきまして、その概要を申し上げました。よろしくご審議の上認定賜りますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたが、議長及び議会選出監査委員を除く全議員による特別委員会に審査を付託しますので、質疑を省略致します。

◎決算審査特別委員会の設置

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

ただ今議題となっております、認定第1号から認定第6号については、慎重審査の必要があると思われまますので、議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、これに付託し、会期中に審査を終わることに致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号については、議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、会期中に審査するよう、これに付託することに決定しました。

ただ今、設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を別室において、委員会条例第7条の規定により行い、その結果をご報告願います。

暫時休憩致します。

(休憩 午後 3時28分)

(再開 午後 3時44分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告

○議長(伊藤幸司君) 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果をご報告願います。

8番、梶谷康介君。

○8番(梶谷康介君) 先程設置されました決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選を私が委員会条例第7条第3項の規定により選挙を行いました。激戦の結果、委員長には6番福原英夫君、副委員長には4番飯田幸仁君が選任されましたので報告致します。

○議長(伊藤幸司君) ただ今、8番梶谷康介君から決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告がありました。委員長には6番福原英夫君、副委員長には4番飯田幸仁君が選出されました。以上、ご報告致します。

◎休会の議決

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

議案審査のため、9月9日から9月10日までの2日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎散会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上で本日の議事日程は全て議了しましたので、本日はこれで散会致します。

なお、9月11日の会議時間は午前10時とし、議事日程は当日配布致します。

どうもご苦勞様でした。

(散会 午後 3時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 齋 木 良 太

署名議員 勇 谷 鷹 宇

令和7年 9月10日（水曜日）第2号

令和 7 年
松前町議会第 3 回定例会
令和 7 年 9 月 1 0 日（水曜日）第 2 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 議案第 6 8 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 3 議案第 6 9 号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 4 議案第 7 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 5 議案第 7 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 6 議案第 7 2 号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第 7 議案第 7 3 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
 - 日程第 8 議案第 7 4 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
 - 日程第 9 議案第 7 5 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
 - 日程第 1 0 認定第 1 号 令和 6 年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 1 1 認定第 2 号 令和 6 年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 1 2 認定第 3 号 令和 6 年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 1 3 認定第 4 号 令和 6 年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 1 4 認定第 5 号 令和 6 年度松前町水道事業会計決算認定について
 - 日程第 1 5 認定第 6 号 令和 6 年度松前町病院事業会計決算認定について
 - 日程第 1 6 議案第 7 6 号 教育委員会教育長の任命について
 - 日程第 1 7 発議案第 1 号 所管事務視察調査について
 - 日程第 1 8 発議案第 2 号 所管事務視察調査について
 - 日程第 1 9 意見書案第 8 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
 - 日程第 2 0 意見書案第 9 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について
 - 日程第 2 1 閉会中の所管事務調査の申し出について
 - 日程第 2 2 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 8 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第3 議案第69号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
 日程第4 議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 日程第5 議案第71号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 日程第6 議案第72号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
 日程第7 議案第73号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
 日程第8 議案第74号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
 日程第9 議案第75号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
 日程第10 認定第1号 令和6年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について
 日程第11 認定第2号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第12 認定第3号 令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第13 認定第4号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第14 認定第5号 令和6年度松前町水道事業会計決算認定について
 日程第15 認定第6号 令和6年度松前町病院事業会計決算認定について
 日程第16 議案第76号 教育委員会教育長の任命について
 日程第17 発議案第1号 所管事務視察調査について
 日程第18 発議案第2号 所管事務視察調査について
 日程第19 意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
 日程第20 意見書案第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について
 日程第21 閉会中の所管事務調査の申し出について
 日程第22 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（10名）

副議長	10番	堺 繁光君	1番	齋木良太君
	2番	勇谷鷹宇君	3番	三浦昭雄君
	4番	飯田幸仁君	5番	沼山雄平君
	6番	福原英夫君	7番	近江武君
	8番	梶谷康介君	9番	斉藤勝君

◎欠席議員（1名）

議長 11番 伊藤幸司君

◎出席説明員

町長 若佐智弘君 副町長 尾坂一範君

総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長

政策財政課長 五十嵐 愛之君
脱炭素推進課長 佐々木 弘幸君
税務会計課長兼会計管理者 斉藤 浩君
保健福祉課長兼清部保育所長 松村 陽子君
清部保育所次長 村井 真由美君
町民課長補佐兼大島支所次長兼小島支所次長兼大沢支所次長
産業振興課参事 吉田 絹子君
産業振興課長補佐 田中 建一君
産業振興課主幹 佐藤 佳智君
産業振興課主幹兼肉牛改良センター次長 岩島 朋也君
建設水道課長補佐 船尾 慶人君
病院事務局次長 五十嵐 範明君
教育長 斉藤 広文君
教育委員会事務局次長 宮島 武司君
教育委員会事務局主幹 佐々木 俊典君
議会事務局次長兼監査委員事務局次長 高橋 博君
白川 義則君

総務課長補佐兼選挙管理委員会事務局書記次長

政策財政課長補佐 佐藤 朋英君
脱炭素推進課長補佐 佐藤 巧君
税務会計課長補佐 川内 隆靖君
保健福祉課長補佐 槻館 竜棟君
町民課長兼大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長 佐藤 美奈子君
福井 純一君
産業振興課長兼農業委員会事務局次長兼肉牛改良センター所長兼水産センター所長
産業振興課主幹兼水産センター次長 熊谷 直実君
建設水道課長 阿部 亮君
建設水道課長補佐 横山 義和君
病院事務局長 河野 光治君
病院事務局主幹 鍋島 孝明君
教育委員会事務局次長兼学校給食センター所長 小平 裕一君
高橋 潤一郎君
監査委員 藤崎 秀人君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 白川 義則君
議会事務局主任 倉田 歩実君

議会事務局次長 小野寺 孝也君

◎開議宣告

○副議長(堺繁光君) おはようございます。
本日は休会の日ですけれども、議事の都合により会議を開きます。

◎諸報告・議事日程

○副議長(堺繁光君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長(堺繁光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番三浦昭雄君、4番飯田幸仁君、以上2名をご指名致します。

◎議案第68号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○副議長(堺繁光君) 日程第2、議案第68号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(福井純一君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第68号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明致します。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。令和6年12月1日に新たな被保険者証の発行が終了し、令和7年12月1日をもって全ての被保険者証の有効期限が切れることから、本条例の一部を改正するものであります。

改正案の内容でございます。上段の第7条の下線部のとおり、「被保険者証または組合員証及び」を削除するものでございます。

次に、附則であります。この条例は、令和7年12月2日から施行致そうとするものであります。

以上が議案第68号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第68号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○副議長(堺繁光君) 日程第3、議案第69号、松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(福井純一君) ただ今議題となりました議案第69号、松前町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明致します。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)により電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定を引用している条項に繰り下げがあったため、条例の一部を改正するものでございます。

改正案の内容でございます。上段の「第16条の2第1項第2号」を下線部分のとおり、「第12条の2第4項第3号のロ」に改めるものでございます。

次に、附則であります。この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第69号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第69号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○副議長(堺繁光君) 日程第4、議案第70号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(斉藤明君) ただ今議題となりました議案第70号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料の新旧対照表の5ページ、タブレット上の11ページをお開き願います。

下段の説明欄です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和

7年法律第5号)が交付され、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるなど、部分休業の取得パターンが多様化されたことから、条例の一部を改正しようとするものがあります。

改正案の内容は、1ページから5ページ、タブレット上の7ページから11ページまでの新旧対照表のとおりであります。主な改正内容は第2号部分休業の承認が新たに追加され、部分休業時間の承認単位を1時間とし、期間については、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間の期間とするもので、上限時間数については、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は、当該非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間に10を乗じて得た時間にしようとするものであります。

次に、附則であります。5ページ、タブレット上の11ページをお開き願います。附則第1項は施行期日で、令和7年10月1日から施行致そうとするものであります。

附則第2項は経過措置で、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求する場合の上限時間数を、非常勤職員以外の職員は38時間45分、非常勤職員は当該非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間に5を乗じて得た時間にしようとするものであります。

以上が、議案第70号の内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第70号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○副議長(堺繁光君) 日程第5、議案第71号、職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(斉藤明君) ただ今議題となりました議案第71号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料の新旧対照表の2ページ、タブレット上の6ページをお開き願います。下段の説明欄です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)が公布され、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について措置が講じられたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正案の内容は、1ページから2ページ、タブレット上の5ページから6ページまでの

新旧対照表のとおりであります。主な改正内容は、妊娠、出産及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、両立支援制度を周知して、利用の以降を確認するためのものです。

次に附則であります。2ページ、タブレット上の6ページです。附則第1項は施行期日で、令和7年10月1日から施行致そうとするものであります。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するものであります。

附則第2項は経過措置で、この条例の施行日前においても、改正後の条例第19条の2第2項の各号に掲げる措置を講ずることができるとするものであります。

以上が、議案第71号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第71号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号 松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

○副議長(堺繁光君) 日程第6、議案第72号、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。選挙管理委員会事務局書記長。

○選挙管理委員会事務局書記長(斉藤明君) ただ今議題となりました議案第72号、松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料の新旧対照表の2ページ、タブレット上の6ページをお開き願います。下段の説明欄です。最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号、以下「政令」と言う。)が改正されたところであります。

地方公共団体において、公費負担制度を行う場合は、政令に準じて条例で定める必要があることから、当町においても政令と同様に公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、改正の内容であります。区分欄の2、選挙運動用ビラの作成、1枚あたりの現行単価下線部分の7円73銭を65銭引き上げ、8円38銭に。3、選挙運動用ポスターの作成、印刷費1枚あたりの現行単価下線部分の541円31銭を45円57銭引き上げ、586円88銭に改めようとするものであります。

次に、附則であります。附則第1項は施行期日で、公布の日から施行致そうとするものであります。附則第2項は適用区分で、この条例による改正後の松前町議会議員及び松前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の令によろうとするものであります。

以上が、議案第72号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第72号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎議案第74号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

◎議案第75号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○副議長(堺繁光君) 日程第7、議案第73号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程第8、議案第74号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第9、議案第75号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、以上3件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(斉藤明君) ただ今一括議題となりました、議案第73号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第74号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議案第75号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、令和7年3月31日付で、江差町、上ノ国町学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合から脱退することに伴い、規約の別表を変更する必要性が生じ、組合理約の変更について、協議があったため、議会の議決を求めようとするものであります。

始めに、議案第73号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、その内容をご説明申し上げます。末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の5ページをご覧ください。

変更案の内容であります。現行の檜山管内に区分されております下線部分の「江差町・上ノ国町学校給食組合」が解散したため、別表から削ろうとするものであります。

次に、附則であります。この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行致そうとするものであります。

続きまして、議案第74号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表、タブレット上の5ページをご覧ください。変更案の内容であります。本議案は、議案第73号と同様に、現行下線部分の「江差町・上ノ国町学校給食組合」が解散したため、別表から削ろうとするものであります。

次に、附則であります。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行致そうとするものであります。

続きまして、議案第75号、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表の1ページから2ページ、タブレット上の5ページから6ページをご覧ください。変更案の内容であります。本議案は、議案第73号、議案第74号と同様に、別表第1の檜山振興局の構成団体数「11」を「10」に改め、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削ろうとするものであります。

次に、別表第2の現行下線部分の「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削ろうとするものであります。

次に、附則であります。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第73号、議案第74号及び議案第75号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより議案第73号の質疑を行います。
(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

(「なし」という声あり)
○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。

議案第73号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第74号の質疑を行います。
(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。
(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。
お諮り致します。
議案第74号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第75号の質疑を行います。
(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第75号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号 令和6年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について

◎認定第2号 令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第3号 令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第4号 令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎認定第5号 令和6年度松前町水道事業会計決算認定について

◎認定第6号 令和6年度松前町病院事業会計決算認定について

○副議長(堺繁光君) 日程第10、認定第1号、令和6年度松前町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第2号、令和6年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第3号、令和6年度松前町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第4号、令和6年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第5号、令和6年度松前町水道事業会計決算認定について、日程第15、認定第6号、令和6年度松前町病院事業会計決算認定について、以上6件を一括議題と致します。

本件については、決算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長福原英夫君。

○決算審査特別委員会委員長(福原英夫君) 決算審査特別委員会審査報告書の提出について。令和7年9月8日、松前町議会第3回定例会において、会期中に審査を要すべき事件として本特別委員会に付託された認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号について審査を終えたので、松前町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり審査報告書を提出致します。

委員会開催年月日、出席委員数及び審査の経緯につきましては、記載のとおりです。審査結果、認定第1号から第6号まで、全て認定すべきものと決定致しました。審査意見につきましては、会議録を精査の上、町長に送付することと致しました。以上です。

○副議長(堺繁光君) 委員長報告が終わりましたが、議長及び議会選出監査委員を除く全議員による特別委員会でありますので、委員長報告に対する質疑を省略致します。

始めに認定第1号について討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(堺繁光君) 起立全員であります。

よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(堺繁光君) 起立全員であります。

よって、認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(堺繁光君) 起立全員であります。

よって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(堺繁光君) 起立全員であります。

よって、認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(堺繁光君) 起立全員であります。

よって、認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(堺繁光君) 起立全員であります。

よって、認定第6号については、委員長報告のとおり認定することに決定致しました。

◎議案第76号 教育委員会教育長の任命について

○副議長(堺繁光君) 日程第16、議案第76号、教育委員会教育長の任命についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長(若佐智弘君) ただ今議題となりました議案第76号、教育委員会教育長の任命につきまして、ご説明申し上げます。

教育委員会教育長宮島武司氏は、令和7年10月2日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

宮島氏の教育長歴でございますが、平成26年10月1日に教育長に選任され、現在4期目でございます。

以上が、議案第76号でございます。何卒、議員の皆様方のご同意をお願い申し上げます。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います

議案第76号について、提案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(堺繁光君) 起立多数であります。

よって、議案第76号は提案に同意することに決定致しました。

◎発議案第1号 所管事務視察調査について

○副議長(堺繁光君) 日程第17、発議案第1号、所管事務視察調査についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務経済常任委員会委員長飯田幸仁君。

○総務経済常任委員会委員長(飯田幸仁君) 発議案第1号、所管事務視察調査について、提案説明を致します。

調査事項は洋上風力の取組についてということで、秋田県能代市と秋田県男鹿市を3日間以内の予定で視察調査するものであります。

秋田県能代市では、稼働中の港湾区域の洋上風力発電から地域と連携した脱炭素と地域振興を両立させる取組を行っており、秋田県男鹿市では、地域主導による洋上風力発電の推進に向けた取組及び教育、人材育成と地域振興を両立させる取組を行っており、それぞれ視察調査しようとするものです。

以上が所管事務視察調査の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

発議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号 所管事務視察調査について

○副議長(堺繁光君) 日程第18、発議案第2号、所管事務視察調査についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。厚生文教常任委員会委員長福原英夫君。

○厚生文教常任委員会委員長(福原英夫君) 発議案第2号、所管事務視察調査について、提案説明を致します。

調査事項は、人づくりまちづくりに果たす教育についてということで、北海道ニセコ町と北海道厚沢部町を2日間以内の予定で視察するものであります。北海道ニセコ町のニセコ高校では、DXの推進、カリキュラム改革、「進学型単位制総合学科」への転換、グローバル教育と多文化共生、探求型教育、キャリア教育の推進など取り組んでいる先進的な教育内容や地域との連携を行っており、北海道厚沢部町では、保育園留学を通じた地域活性化、長期的な関係人口創出の取組を行っていることから、それぞれ視察調査をしようとするものです。

以上が、所管事務視察調査の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

発議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

○副議長(堺繁光君) 日程第19、意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務経済常任委員会委員長飯田幸仁君。

○総務経済常任委員会委員長(飯田幸仁君) 意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおりであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を
求める意見書について

○副議長(堺繁光君) 日程第20、意見書案第9号、安全・安心の医療・介護実現のため
人員増と処遇改善を求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。厚生文教常任委員会委員長福原英夫君。

○厚生文教常任委員会委員長(福原英夫君) 意見書案第9号、安全・安心の医療・介護実
現のため人員増と処遇改善を求める意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則
第14条第3項の規定により提出するものであり、意見書の内容については記載のとおり
であります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○副議長(堺繁光君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○副議長(堺繁光君) 日程第21、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致し
ます。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありましたが、委員長から
の申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査を承認する
ことに決定致しました。

◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

○副議長(堺繁光君) 日程第22、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等について、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定致しました。

なお、出席議員については、その都度、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎会期中閉会の議決

○副議長(堺繁光君) お諮り致します。

今期定例会の会期は9月11日までとなっておりますが、提出された全ての案件が議了致しましたので、これをもって閉会致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(堺繁光君) ご異議なしと認めます。よって、令和7年松前町議会第3回定例会は、これをもって閉会することに決定致しました。

◎閉会宣告

○副議長(堺繁光君) これをもって令和7年松前町議会第3回定例会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(散会 午前11時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副議長 堺 繁 光

署名議員 三 浦 昭 雄

署名議員 飯 田 幸 仁